

| | |
|------------------|---|
| Title | 秋田事件裁判関係資料 |
| Sub Title | Some documents on Akita riot case of 1881 |
| Author | 手塚, 豊(Tezuka, Yutaka) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1962 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.9 (1962. 9) ,p.60- 89 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620915-0060 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

秋田事件裁判関係資料

手塚豊

かつて私は、「秋田事件裁判考」と題する拙論を本誌に発表した。⁽¹⁾

これは、明治十四年六月、秋田県における自由民権運動の政社であつた立志会が、内乱陰謀を企てたいわゆる「秋田事件」の裁判の経過とその意義を考察したものである。その際、私が主たる典拠とした資料は、法務図書館蔵「秋田立志会員暴動事件全」であつた。これは、同事件関係の歴大な公文書を集録した貴重な原資料であるが、私が前掲拙稿で、原文のまま覆刻、収載したのは、その中の極く小部分にすぎない。とくに警察調査および法廷調査は、事件そのものの内容を追求するためには不可欠の重要資料とは知りつつも、わずかに敷衍をのぞいては、紙数その他の関係から全く引用できなかつた。自由民権運動国事犯事件の嚆矢としての秋田事件の研究が、将来、なお一層要請されるとするならば、その重要資料の公開こそ、まず希まれるところであらう。ここに、その警察調査および法廷調査を一括して覆刻、紹介する所以である。

紹介資料は次の通りである。

(一) 警察調査(秋田警察本署、横手警察署)

柴田浅五郎関係 明治十四年六月十二日および同年六月廿五日⁽²⁾

五日

館 友蔵関係 明治十四年六月十日および同年六月十一日

日

川越庫吉関係 明治十四年六月十七日

柏木第六関係 明治十四年六月十六日

(二) 法廷調査(秋田始審裁判所)

柴田浅五郎関係 明治十五年五月十七日、五月十八日、五月十九日、五月廿日、五月廿三日、五月廿四日、六月廿二日、七月十四日

日

館 友蔵関係 明治十五年二月六日、二月七日、六月七日

川越庫吉関係 明治十五年五月廿七日、五月廿九日、五月

日

月卅日

柏木第六關係

明治十五年五月卅日、六月一日、七月十日
第四日

以上はいずれも司法省十三行野紙の筆写本である。警察調書および法廷記録を司法省において転写した文書と思われる。

柴田、館、川越、柏木は、事件の主謀者であるが、国事犯として処刑された者は、この外にも十五名⁽³⁾いる。しかし、これら連累者の警察調書、法廷調書は残念ながら残っていない。

警察調書および法廷調書の内容を、比較対照して、とくにめだつ点は、警察における各被告の自白と、法廷における供述とがかなりくいちがっていることである。そして、各被告は、警察における自白は、拷問にもとづくものであることを、異口同音に述べている。芹沢判事がこの被告の申立をうけいれ、その上で事実を認定し、法律の適用、刑の量定を行つた経緯は、前掲拙稿において詳述した⁽⁴⁾ので、ここではくりかえさない。

(1) 拙稿「秋田事件裁判考」本誌第三五卷一頁以下参照。

(2) 柴田浅五郎警察調書の中、六月廿五日の分は、すでに家永三郎博士によつてその全文が覆刻されている(植木枝盛研究、昭和三十五年刊・二六六頁—二六七頁)。博士が典拠にされたのは、「総理府所蔵『明治十七年公文録司法省二月第二』所収の秋田事件關係書類」(前掲書・二〇二頁)である。しかし、關係文書は一括しておくことが便利と考え、重複を承知で、あえて削除しなかつた。家永博士の御諒承を乞う次第である。

秋田事件裁判關係資料

(3) 前掲拙稿・二七頁以下参照。

(4) 前掲拙稿・二五頁以下参照。なお、国事犯關係十九名全員の判決書は、別に覆刻、紹介した(拙稿「秋田立志社暴動事件判決書」本誌第三四卷一〇号八四頁以下)。

凡例

(1) 原文には句読点がないが、筆者において便宜附した。

(2) 傍点の個所は、すべて原文のままである。

(一) 警察調書

秋田県警察本署調

秋田県羽後国平鹿郡中吉田村四十九番平民

曹洞宗 柴田浅五郎

二十八年九月

一 自分儀、明治十三年八月中、南秋田郡大町巷丁目沼田直藏方借受、同志ヲ謀リ立志社設立イタシ、国会請願ノ為メ、同年十一月中東京府罷登リ、太政官へ国会請願書上呈候処、直チニ御却下相成、其中同年第五十三号公布ニヨリ地方官ヲ経サレハ願書等差出不相成、然ルニ民権ヲ振揚シ、立憲政体ニ基キ飽マテモ国会開カサルヲ得ス。之レヲ開カントスルニ、容易ニ事ニテ開クヘキ様無^(ママ)之、同志共ニ倒ル、トモ地方官ニ相迫リ、然ルトキハ兵隊ヲ向ケ

ラレンモ難斗、就ハ武器其他旗杯用意可致旨、平鹿郡金井村黒沢易五郎、高橋竹次郎、中吉田村西田忠五郎、柏木村姓不存久右エ門、大沢村姓不存莊之助等へ申合メ、本年十月ニ至リ、県庁へ願書差出シ、其景状ニ依リ取斗ヒヘク積リニ有之、尚社員多ク有之候得共、未タ其真意不分者共へハ、漸々相談可致ト存シ、陽ニ公明盛大ニナサンコトヲ語り、県庁ニ相迫リ、抗拒スル杯トノ儀ハ、未タ相語り不申。唯平鹿郡柏木村久右エ門外四名へ、前件ノ如ク相語り、周旋為致候事。

右之通相違不申上候。以上。

右

明治十四年六月十二日供出 柴田 浅五郎 拇印

同 年八月 六 日拇印

秋田県警察本署調

秋田県羽後国平鹿郡中吉田村四十九番地

平民

柴田 浅五郎

二十八年九月ヶ月

一 自分儀農家ナレトモ農業致候事無之、地租御改正ノ頃、絵図引等致居、其後明治九年十月頃、本県士族玉生六郎ニオキテ、東京府士族吉村嘉作ト議リ、本県内ノ地券ヲ以テ銀行開設之儀叶タル趣、相談ニ相成、其方法ヲ聞クニ至極良策ト存シ、直チニ同意ヲ表シ、俱ニ上京可致ノ処、玉生六郎、山崎正俊等ハ都合ニ依リ先

ニ上京、自分ハ後レテ罷登リ、該件ニ従事イタシ候得共、到底許可相成候見込無之、更ニ方向ヲ替ヘクト存シ、堺県士族高木茂兵衛ナルモノト交リ、同人ト組合、商法ニ取掛ル約定ヲナス。明治十一年十月頃、一ト先帰国イタシ、翌明治十二年二月中、再ヒ国元ヲ立出、堺県ニ至リ、高木茂兵衛方相尋ネタルニ、同人ハ既ニ死去候由承リ、他ニ立寄処モ無之、空シク立帰リ候モ、口惜ク、高知県ニテ板垣君ハ民権ヲ主張シ、結社致居候趣、右ハ何等ノモノナル乎、景状ヲ探リ、入社ノ上勉強致度心得ニテ、直チニ該県ニ至リ、立志社長片岡謙吉^(まさま)ハ屢々面接、入社ノ儀、申入ルモ、他県ノモノハ規則ニヨリ加入ナラサル趣、不得止、同県本立社へ加入イタシ、社長中井純一郎ニシテ、本社ハ元来代言主義トシテ、傍ラ法律学ヲ研究致居リ、自分ハ該社ノ受付トナリ、余暇アルトキハ、夫々法律モ研究イタシ候得共、性質愚鈍ニシテ、深ク^(まさま)気慮ハ不致、併シ立憲政体ニ基キ、飽マテ民権ヲ振揚センコトヲ冀望ス。彼是尙年輕勤学イタシ候ニ付、帰国ノ上、一社ヲ創立シ、民権ヲ盛大ニ進捗セシメント思ヒ、板垣等へ相語り、明治十三年三月十日頃、高知県ヲ立去リ、大阪府ニ出タル処、国会同盟期成会有之由聞及、幸ヒ該地ニ滞留、同月十五日ヨリ同十八日マテ、傍聴ニ出候得共、小会議トカニテ、未タ審議ニ取掛ラサルヨリ、何等ノ論旨ナル乎存不申。夫ヨリ東京ニ回リ、明治十三年四月中、帰国イタシ、予テ知合ナル横手町士族高屋盛照、鼎村平民黒沢易五郎、北ノ丸士族関貫一^(まさま)等ヲ自宅へ招キ、俱々力ヲ戮セ、民権振揚シ、国益ヲ商リ、人数ヲ集メ、募金以テ追々開拓等ニ力ヲ尽

シ、衆結シテ国会ヲ開キ、国民参政ノ權ヲ得テ、財政ノ困難ヲ救ハンコトヲ示談シ、相与ニ意ヲ同フシテ立志会ヲ開設ノコトヲ發起シ、右ノ趣意ヲ以テ、各己ノ周旋ニテ多人数同意セシメ、其内有志者ヨリ、資本金トシテ都合六千円備置ノ名義ニテ、本人共預リ置、右ニ相当セル利子ノミ年々差出サセ、社費ニ充テ追々盛大ナルニ随ヒ、迷惑ヲ補フ約定取結ヒ、尚入社人ヨリ老人ニ付弍拾五錢宛集金ノ定メニテ、明治十三年八月中、社則ヲ調理シ、法律学研究ヲ名実トシテ、社名ヲ立志会ト号シ、秋田警察署ノ認可ヲ受ケ、大町老丁目沼田直藏方ヲ飯ニ会社トナス。自分ハ社長ニ撰挙セラレ、幹事川井右馬之助現今退職後、諸務係伊東礼吉、平沢源五右エ門、周旋掛石山織之助等ヲ置キ、開会ノ式ヲ行ヒ候得共、創業ノ際ナレハ、講学并ニ法律研究会等ハ相開キ不申。其後チ、舟大工町佐藤リサ方へ該会ヲ移シ、社員富永家恆、持地善太郎等ヲ教師トナシ、生徒ヲ集メ普通学ヲ習ハセ候得共、教育令御改正後ハ、御趣意ヲ遵奉シ相撥シ(まま)候事。

一 明治十三年十月ニ至リ、国会論モ盛ニ相成、曾テ大阪ニ於テ相開キタル国会同盟期成會員モ、將ニ政府ニ請願致サントノ趣相聞得、噫時ナル哉、機会ノ至リタル事ト雀躍シ、明治初年ニ膺リ、御誓文ノ御旨意ヲ遵守シ、国会ヲ開キ、万機公論ニ決シ、目今財政ノ困難ヲ救済シ、人民参政ノ權ヲ得シコトヲ欲シ、飽マテ国会開設ノ義、請願可致心掛ニテ、其願書ヲ認メ、立志會員千五百名ノ總代トシテ、明治十三年十月中、社員内桶圭三郎引連レ出京イタシ、太政官ニ上呈シタル処、受理スヘキ成規ナキ旨ヲ以テ、直

チニ却下セラレタレトモ、畢竟、同志者少数ナルヨリ御採用ナラサルコトト推考、當時同ク国会請願ノ為、出京致居候宮城県和生精一郎、青森県菊地九郎、福島県遠藤直記等ト商議ノ上、(まま)一ト先、帰県イタシ、各県内過半数ノ人数ヲ募リ、本年十月ヲ期トス地方庁へ一応請願書差出シ、後チ出京可致盟約ヲナス。同行セシ内桶圭三郎ヲ景状通信セシムル為メ、滞京為致、本年一月初旬、発程直チニ帰県ノ上、通常ノ如ク社務ニ従事致居候処、曩ニ出京ノ際、宮城県和生精一郎ヨリ啻合有之候東北七州有志会、本年三月十日ヲ以テ開会ノ趣通達有之、同月三日当地出立該会ニ出頭候処、有志者多分集、開会之旨、同県警察署へ御届済相成候得共、東北有志聯合会ノ大札揭示方御差止相成リ、右会議ノ趣意ハ、立憲政体ニ基キ、憲法草按ヲ組織シ、国会ヲ請願可致事ニ議決シ、就テ右草按取調トシテ宮城県和生精一郎、福島県高野広仲、(まま)村町亀一郎、岩手県鈴木舍定、青森県堀田与市ヲ以テ委員ト定メ、本年八月、右草按出来ノ上、岩手県ニオキテ、開会可致積リニ之レアリ候事。

一 右開会ノ後、直チニ帰県イタシ、居村ニ立寄り、立志社員ノ内、西田忠五郎、遠藤正之助、佐々木倉之助、高橋竹次郎、黒沢安五郎、(まま)藤井善松、武田源三郎等ヲ集メ、益々奮ハセン為メ、今日ノ政法ニハ成文律ト非文律ト云フモノアリ。非文律ハ分県ニシテ、成文律ハ郡県ナリ、合衆国ハ即チ此分県法ナリ。其分県法ハ、従前封建ノ如クナレトモ、大法令ハ大政府ノ指揮ニ出ルト雖トモ、大概其分県限りニテ処置スヘキモノニ有之、然レトモ立憲

(ま) 天皇陛下ノ為ニ尽シ、敢テ異ナルコトナシ。就テ国会請願シテ成ラサルトキハ、政府ヲ顛覆シ、此ノ分県ヲ起シ、浅五郎カ其長トナリ、天賦ノ権ヲ得タルモノニハ、功勞アルモ、式拾石ナリ三拾石ナリ給スヘシ。依テ今ヨリ憤発シ、各兵器用意シ、改良厚德大元師柴田浅五郎勝博ノ旗指方ハ遠藤正之助ニ申付ケ、尚藤井善松ト謀リ、為換手形ニ用ヘキ印判(ま)此札廣造スル者ハ軍律ニ行フ等彫刻方ハ西田忠五郎ヘ申付ケ、夫々手配為致候事。

一 夫ヨリ県下ヘ相越シ候途中、仙北郡刈和野村社員佐藤忠次ト面會シ共ニ倒ル、マテ尽力可致旨申語リ、其後南秋田郡上看町通行ノ際、伊藤某方ノ店先ニ遠山角助ナルモノ国会倭杖相求メ居候ニ付、立寄一見イタシ候処、日本刀ヲ仕込ミタル相応ノモノニ付、三十本モ注文シ、日々社ノ衰頹ニ立至リタルヨリ、平鹿郡辺ヨリ若者共三十名モ引連レ、右杖ヲ持タセ、県下ヲ横行致サセ候得者、自然勢ヲ張り、盛カンニ致度ト存シ、有合ノ倭杖三本買求メ其余ハ誂ヒ置候事。

一 右等ノ取斗ヲナシタルハ、社ノ衰頹ニ立至リ、出金ノ用途モ無之、如斯勢ヲ見セ候トキハ、社員ノ中ヨリ応分ノ出金可相成ト存シ、西田忠五郎、黒沢易五郎等へ切ニ金策ノ儀申遣候得共、更ニ送金無之、役員ノ月給モ仕払ヘク様ナク、益々面目ヲ失シタルニ付、尚狡猾ヲ以テ出金セシメントシテ、最早機会ニ至リ、各己大奮発ヲ起シ、有之、田地売払県下近傍ニ開墾盛ニ起シ、勢ヲ増シ人数ヲ募リ、彼ノ分県論ヲ開クニヨリ、強氣ノ若者共二三十人操出シ、迅速送金可致旨申遣候処、永井与市ナルモノヲ以テ、先ッ

十五円相届キ、相金ハ食料ニ消費イタシ後、金ハ西田忠五郎ノ田地売却次第送候趣ニ有之候事。

一 本年五月末方、川越倉吉ヲ以テ、宮城県ノ国会景状探知トシテ差遣シヘクト存シ、同人ヲ呼ビ寄セ候処、同人儀金策ノ儀ニ付、相難(ま)米持タルモノヨリ欺キ舟下ケイタシ如何ナル嘶ナレトモ、右等ノ儀ハ決シテ不相成旨申論シ、直チニ宮城県ヘ差遣候得共、彼等強盜ノ処為アルコトハ一向存シ不申候事。

一 真心ノ目的ハ、国会ヲ開キ、傍ヲ開拓ヲ盛ニスルノ積リナレトモ、未タ其開拓ノ調ハ無之、且ツ不軌ヲ謀ルヘキ用意セシメタレトモ、全ク愚民ヲ蠱惑シ、金ヲ出サシムルノ策ニシテ、政府ヲ顛覆スル杯ノ存心更ニ無之候事。
右之通相違不申上候。以上。

右

明治十四年六月廿五日供出
同 年八月六日拇印
柴田 浅五郎 拇印

秋田県横手警察署調

秋田県羽後国平鹿郡横手新町下丁拾七番地土族

禅宗 館 友 蔵

三十八年

一 自分儀、明治十四年一月中、平鹿郡中吉田村平民柴田浅五郎カ開設セシ立志社ヘ加入罷在、国会開設ノ儀ヲ上願シ、御採用不相成トキハ、上京致ス可キ嘶合有之候処、明治十四年三月中、浅五

郎ノ招キニ応シ、同人方へ相越候処、雄勝郡湯沢町芳賀作内其他姓名不存ノ者拾余名居合、其際、浅五郎老人宛呼入レタルニ付、自分而已其坐敷へ通り候処、浅五郎ノ申条ニハ、大事ノ儀ニ付、他言ハ致間敷、当時ノ政体ニテハ日本永統ノ見認メ無之、如斯ニ打過サハ、極ハ日本國ヲ外国へ引渡ス可キ次第ニ立至ルモ難斗、依テ同志者ヲ募リ、仙台鎮台ヲ打破リ、県庁警察署等ヲ打毀テ、富有志ニ押入り、金銀ヲ奪掠シ、然シテ後、日本ヲ八区ニ別テ、其一区ノ頭ト相成可キ、且此儀ハ全国一同蜂起可致故、必ス案シルコトナントノ儀ニ付、甚タ不宜儀トハ存シナカラ、目途ノ相立ツ上ハ、永世祿ヲ貰受クルトノ事故、同意致シ、其後、藤井善松、西田忠五郎、橋本熊五郎、平鹿郡深井村添川某等ト前条ノ一件屢々集會ノ上、窃カニ相談罷在候。入社ノ者ヨリ資金トシテ志丈ケ可差出事ニ相成候得共、自分ハ手内不如意ニ付、出金不致、他ノ者ヨリ出金相成候分式拾五円有之、右ノ内拾五円ハ浅五郎ニ送致シ、殘金ハ忠五郎ニ於テ預リ置キ、然ルニ明治十四年六月七日、平鹿郡柏木村々々木倉之助方ニ於テ相談中、浅五郎ヨリ忠五郎へ宛書翰相達、其文意判然記載ハ無之候得共、富有者ヨリ金員ヲ奪へ取ル可クトノ意ニ有之趣、高橋久米吉ノ申条ニ有之、其際一同ノ申ニハ、右様ノ次第ナラハ、是非トモ強盜可致トノ相談ニ決シ、若途中ニ於テ、警察官ニ見認メラレタルトキハ、切殺シ通行ス可キ約束ニテ、翌日同志者共、又々倉之助方へ相寄り、大凡式拾八名ト覚エ、銘々刀或ヒハ鎗又ハ棒等ヲ持參シ、午後十一時頃、平鹿郡阿氣村其節姓名不存須藤六郎右エ門方へ押入り、戸主ヲ呼起

シ、金ヲ貸與タキ旨申談候所、有合無之旨返答ニ預リ候ヨリ、篋筒ヲ押明ケ衣類(員數不覚)金七拾錢ト心得へ掠メ取り、飲酒ノ末、該家ヲ立去リ、田村ナル戸巻駒吉方ニ至リ、同家ニ於テ脏品ヲ分チ、衣類ノ見苦敷者へハ夫々呉遣シ、着替致サセ、先キニ着用セシ衣類ハ同家へ差置キ、駒吉ヲモ同意セシメ、翌九日午後三時過キ、平鹿郡根田谷地村字燒野ノ林へ潜伏致シ、本夜ハ仙北郡鞆木村吉兵衛方へ押入り可申約束ニ相成候得共、刀ハ不足ニ付、自分并ニ柏倉佐吉、同様橋本熊五郎方ニ至リ、刀四本借受ケ參リ候途中、田村ノ内字所不存ノ場所通行ノ際、巡查ノ方ニ見認メラレ捕縛相成、今般先件ノ始末御取糺ヲ受ケ恐入候事。右之通相違不申上候。以上。

明治十四年六月十日

右

館友藏 拇印

前書之通供出候也。

秋田県九等警部 佐々木貞綱 (まじ) 印

秋田県羽後国平鹿郡横手新町下丁士族

館友藏

一 自分儀、明治十四年五月十八日ト覚へ、立志社司計方平鹿郡中吉田村平民西田忠五郎方稽古場へ、同郡常野村平民丹源吉、中吉田村佐藤石藏、同郡安本村高橋專治、同郡横手前郷村平民川越庫吉、仙北郡六郷村平民高橋久米吉、以上六名集會致シ、其際、川

館友蔵

前書之通供出候也。

秋田県九等警部 佐々木真綱 印

秋田県横手警察署調

秋田県羽後国平鹿郡横手前郷村八番地平民

曹洞宗 川越 庫吉

明治十四年六月

四十一年

越庫吉ノ申ニハ、県下ニ於テ社長柴田浅五郎ノ演舌ニハ目下金員無之テハ差支ノ儀ニ付、醍醐村平民藤原多左エ門方へ押入り、金ヲ奪へ、県下へ仕送ル可ク、若シ拒ムトキハ切殺シ可申トノ申条ニ付、集会人数孰レモ同意致シ、尚丹源吉ヲシテ醍醐村平民柏木第六方へ前条ノ手配方打合トシテ差遣シ、翌日午後七時頃、忠五郎方貯へアル刀各壹本宛持参候分函入ニシテ第六方へ差送り(忠五郎ノミ不参)、柏木第六方へ立越シ、多左エ門方へ押ル手配ヲ定メ、同人ヲ同行シ、午後十二時頃、孰レモ面部ヲ包ミ、多左エ門方表口締戸ヲ明ケ、這入ル否ヤ、各抜刀致シ、柏木第六自分俱ニ多左エ門始同人妻某并ニ雇人二人ヲ捕縛シ、有金ヲ貸與レ可キ旨申談シタルニ、金子差出シ可キトノ返答ニ付、左手ヲ免シ候所、炉中ニアル火箸ヲ以テ手向ヒタル故、第六儀持タル刀ヲ以テケ所ハ覚へ不申候得共、一ト太刀切付ケタル砌り、高声ヲ発シ立上リ、表口ヨリ逃ケ出シタルニ付、孰レモ直ニ追懸ケ、同人ヲ屋敷内ニ於テ切殺シ、西手ニアル社名不存ノ神社へ逃行キ、同所ニ於テ人数ヲ纏へ、再ヒ柏木第六方へ立戻リ、第六而已居残り、自分外五名ノ者ハ西田忠五郎方へ相越、前々ノ始末断聞ケ、刀ハ忠五郎へ相返シ、再ヒ集会ス可キ約ヲナシ、銘々帰宅致候。前口供ニ申立ル如ク、阿気村須藤六郎右エ門方へ押入り強盜致シタル所御取押相成候事。

右之通相違不申上候。以上。
(定ま)

明治十四年六月十一日

右

一 自分儀、農業及日雇兼業罷在候処、平鹿郡中吉田村平民柴田浅五郎ト申者、窮民救助ノ目的ヲ以テ立志社ト唱フル社ヲ、秋田県下ニ開設シ、続々入社ノ者モ有之ヨリ、至極良法ト心得タルニ付、明治十三年三月中ト覚へ、浅五郎方へ立越、入社ノ儀申入候処、早速承諾致具候ヨリ、社員ト相成候得共、別段役名等モ無之、道路修繕人足ニ雇ハレ居候処、明治十四年三月中ト覚へ、社長柴田浅五郎儀、東北有志聯合会へ出席トシテ仙台表立越シタル処、帰村致シタル趣承リ、見舞旁々其景況ヲ問ア(定ま)シテ同人方へ尋参候際、自分ヲ小座敷ニ誘引、窃カニ申ニハ、現今ノ政体ハ甚タ不宜故ニ、同意者ヲ募リ、時宜ヲ斗ラへ、鎮台并県庁警察署等ヲ打破リ、富有者ヨリ金錢ヲ掠奪シ、資金トシテ政府ヲ顛覆シ、全国ヲ八区ニ別ケ、浅五郎儀其一区ノ長ト相成候得ハ、永世録ヲ(員数ヲ不極)吳遣シトノ事ニ付、甚タ不宜儀トハ乍存、欲心ニ迷へ、同意致シ、引分レ、其後、明治十四年五月上旬、立

志社司計方（出納ヲ扱フナリ）平鹿郡中吉田村平民西田忠五郎方
へ立越シタル砌、同社員高橋久米吉ノ申ニハ、^{（主）}浅五郎ノ目的ヲ遂
クル後ニ至ルトモ、兄弟ノ如ク交リヲ結ヒ、生死ヲ俱ニ可致ニ付、
連判帳へ血判可致儀申談ヲ受ケ、則チ血判致シ、同月十日頃ト覚
へ、県下ノ様子見聞トシテ、浅五郎方へ相越候処、同人儀、資金
ニ甚タ差支候故、同志ノ内人物ヲ撰ミ、平鹿郡醍醐村平民藤原多
左エ門方へ押入り、金銀ヲ掠奪シ、若シ拒ムトキハ切殺シ送金可
致旨、西田忠五郎へ申伝へ可ク段、言含メラレ、県下ヲ出立、忠五
郎方へ立返リ、浅五郎ニ申付ケラレタル始末相晰シ候処、同人ニ
於テ、平鹿郡横手新町下丁士^{（族か手塚註）}旗館友藏 同郡常野村平民丹源吉、
同郡中吉田村平民佐藤石藏、仙北郡安本村平民高橋專治、同郡六
郷村平民高橋久米吉、平鹿郡醍醐村平民柏木第六、以上六名ヲ忠
五郎方へ召集メ、浅五郎ヨリ申越シ次第ヲ相晰シ、俱ニ強盜可致
相談相整へ、同夜、丹源吉、佐藤石藏、柏木第六ヲシテ、多左エ
門方ノ様子ヲ探ラシメ、翌日、明治十四年五月十八日、曾テ忠五
郎方ニ貯へアル刀ヲ函入ニ致シ、風呂敷ニ包ミ、午後七時頃、忠
五郎方ヲ発シ、柏木第六カ宅ニ於テ各身支度ヲナシ、銘々老刀ヲ
帶シ、午後十二時頃、醍醐村平民藤原多左エ門方ニ忍ヒ入、各手
拭ヲ以テ面部ヲ包ミ、表口締戸ヲ押明ケ、這入ル石哉、執レモ抜
刀致シ、第六儀多左エ門並ニ同人妻ヲ捕縛シ、館友藏ハ雇人ヲ縛
リ上ケ、有金ヲ貸シ可異旨申談候処、銭ナリ金ナリ可差出トノ答
ニ付、左手ヲ免シ候場合、爐中ニアル火箸ヲ以テ手向ハントスル
勢ニ付、第六儀、持チタル刀ヲ以テ左手ヲ切付タルニ、高声ヲ発

秋田事件裁判關係資料

シ立上リ、表口ヨリ逃出シタル故、七名ノ者共、俱ニ追カケ行キ、
多左エ門ヲ同人屋敷内ニ於テ散々ニ切殺シ、金錢等ハ奪ヒ取ラス
同村明神社へ逃行キ、同処ニテ人数ヲ纏へ、再ヒ第六方へ立戻
リ、刀ハ又モ函入ニ致シ、第六而已残置、自分外五名ノ者ハ、西
田忠五郎方へ相越、先条ノ手続ヲ晰シ聞ケ、刀ヲ相返シ、自分ハ
直ニ県下ニ至タリ、浅五郎へ面会致シ、多左エ門ヲ殺害及ヒタル
顛末ヲ相晰シ、県下ニ四五日間滞留シ、送金ノ儀ヲ忠五郎へ申伝
へキ段申付ラレ出立シ、忠五郎へ右斯ク申伝候処、有合金無之、
因テ同人所有ノ田地ヲ売却シ、該金ヲ送致可及旨返答ニ付、再ヒ
県下へ相越シ、浅五郎へ先条ノ始末相聞ケ候処、同人申ニハ東北
聯合会へ加入ノ人数ハ何程ナルヤ、仙台ニ至リ景況ヲ探偵ス可キ
コトヲ申付ラレ、県下ヲ出発シ、途中、西田忠五郎方へ立寄り、
仙台へ探偵ニ相成可申儀ヲ相聞ケ、明治十四年六月十一日午後七
時過、仙台ニ着、曾テ知ル同処北六番丁士^{（族か手塚註）}旗館岩省方ニ於テ飲
酒致居候場合、同十時頃、突然巡査之方被參、同家ニ於テ、御取
押相成、其後宮城県警察本署ヨリ秋田県横手警察署へ伝通ヲ以テ
御回相成、今般先件ノ始末御取調ヲ受ケ恐入候事。
右之通相違不申上候。以上。

明治十四年六月十七日
前書之通供出候也。

右

川越庫吉 囑

秋田県九等警部 佐々木真綱 囑

秋田横手警察署調

秋田県羽後国平鹿郡醍醐村百拾七番地平民

曹洞宗 柏木 第六

三十年

一 自分儀、雜業罷在候処、明治十四年二月中、平鹿郡中吉田村平民柴田浅五郎カ開設セシ立志社へ加入致居候処、明治十四年四月中ト覚へ、平鹿郡十文字新田村平民佐藤多三郎方ニ演舌有之立越候際、演說畢テ後チ、佐藤茂吉、高橋武二郎等居合タル場合、浅五郎儀、自分ノ耳ニ口寄セ、窃ニ申ニハ、立志社ノ目的ハ内外アリトノ申条ニ付、極ハ如何致シモノナル哉ト相尋候処、内ニハ^(根トスル)根トスル処海山アリ、入社スル以上ハ大略心得モ可有之トノ儀ニ候得共、一切承知無之故、断聞ケ可呉旨申述タルニ、該事ハ必密ノ事ニ付、追テ相嘶シ可申トテ引分レ、其後十文字新田村佐藤多三郎、長瀬与一又ハ雄勝郡大沢村平民遠藤正之助等へ相越、兼テ少々覚へアル擊劍術ヲ、若者共エ教示罷在、然ルニ明治十四年三月中、十文字新田村旅人宿柿崎常吉方へ高橋久米吉止宿中、尋参候処、衆吉ノ申スニハ、浅五郎ノ目的タル哉、同志者ヲ募リ、外人ヲ追払、鎮台県庁ヲ打破リ、政府ヲ顛覆シ、然シテ全国ヲ八区ニ別チ、其一区ノ頭ト相成候得ハ、夫々手当可致トノ趣ナル由承リ、不宜儀トハ存、同意致シ、銃砲ヲ買求メ、事アルトキニ当テハ、先祖伝来ノ刀ヲ相用可申ト心掛ケ、自宅へ差置キ、明治十四年五月十三日、平鹿郡浅舞村旅人宿姓不存長之助方ニ立越候処、立志社員高橋久米吉ナル者居合、百事雑話ノ末、互ニ擊劍修

行致ス可キ旨ヲ相嘶、柏木村佐々木倉之助方ニ於テ面会ノ事ニ約シ、立別レ、自分ハ再々倉之助方へ至リ一泊致シ、翌日、倉之助俱ニ遠藤正之助方ニ立越候処へ、高橋久米吉モ来リ合セ候場合、丹源吉モ相越、久米吉ヲ誘引外出シ、暫時シテ久米吉而已立戻リ、今度浅五郎ヨリ心強キ者同道立越可キ旨申来候故、是非同行致シ可呉儀、申談ニ預リ、何ニ等ノ用向ナル哉ト相尋ネタルニ、必密ノ儀ニ付、此場ニテハ洩シ難シ。西田忠五郎方へ相越可申トノコトニ候得共、都合ニヨリテ自分而已正之助方ヲ立出、同夜、佐々木倉之助方ニ一泊罷在候処へ、遠藤正之助、高橋久米吉、藤井善松相越、久米吉ト同様、倉之助方ヲ立出シ、忠五郎へハ立寄ラス、久米吉ト引分レ、自宅へ立帰り、明治十四年五月十七日、忠五郎方へ相越候処、高橋久米吉、吉田村長沢久三郎、丹源吉外式名居合、丹源吉ノ申ニハ、今般、社長、浅五郎ヨリ資金無之、差支ニ付、醍醐村藤原多左エ門方へ押入り、金銭ヲ掠奪ス可シ。若シ拒ムトキハ、切殺シ可旨旨、^(まき)申越タル趣ニ付、其ノ意ニ同シ、多左エ門方ノ様子ヲ窺ヘン為メ、帰宅罷在候処へ、午後十二時頃、丹源吉外姓名不存ノ者考名相越、多左エ門家宅ノ様子ヲ窺申度ノコトニ付、即チ同人共リ同道シ、多左エ門方へ忍ヒ入、家内ノ様子ヲ搜リ、一先ツ自宅へ立帰り、明夜押入可キ儀ヲ約シ、源吉等ハ帰村致シ候。翌十八日午後十二時頃、丹源吉、館友藏、高橋久米吉、川越庫吉外姓名不存ノ者二名、刀六本函入ニ致シ、自宅へ立越タル故、各身支度致シ、銘々帯刀致シ、自宅ヲ発シ、醍醐村藤原多左エ門方戸外ニ於テ、孰モ手拭ヲ以テ面ヲ包ミ、表口

縮戸ヲ押シ明ケ、這入ル否哉、各抜刀シ、自分ハ多エ左門并ニ同人妻某ヲ捕縛シ、館友藏ハ雇人ヲ縛リ付ケ、有金ヲ貸呉レ可キ旨申喝シタルニ、錢ナリ金ナリ望ノ物ハ差出シ可クト申答タル故、左手ヲ免シタルニ、炬中ニアル火箸ヲ以テ手向ハントスルニ付、自分篋、持タル刀ヲ以テ左手ト覺へ、一ト太刀切付タル否ヤ、多左エ門、高声ヲ發シ立上リ、表ノ方ヘ逃ケ出シタルニ付、七名俱ニ追掛キ、同人ヲ屋敷内ニ於テ散々ニ切殺シ、夫ヨリ同村明神社ヘ人数ヲ纏へ、自宅ヘ立返リ、直様、館友藏外五名ノ者ハ西田忠五郎方ヘ相越候。其後、雄勝郡八幡村平民高橋久七ナル者ヨリ地方論ノコトニ付、差添依頼ヲ受ケ、大曲区裁判所ヘ出頭シ、又ハ自宅ヘ立戻リ、数度往復罷在。明治十四年六月十日、仙北郡金沢西根村平民大嶋多兵エヘ相越居候処、居村佐藤忠助ナル者相越、自分ヲ戸外ニ呼出シ、立志社ノ者共ハ醍醐分署於テ御取押相成、其者共ノ申立ニハ多左エ門方ヘ押入タルハ貴様ノ先立ナル由、若シ関係候ハ々心付可然トノ申条故、厚意ヲ謝シ、其場ヨリ逃亡シ、仙北郡金沢山中ニ二日間潜伏シ、思慮候処、先非悔悟シ、明治十四年六月十四日午後六時頃、角間川警察分署ヘ不笑ノ自首致候処、今般先件ノ始末御取糺ヲ受ケ、恐入候事。

右之通相違不申上候。以上。

右

明治十四年六月十六日

柏木 第 六 摺印

前書之通供出候也。

秋田県九等警部 佐々木真綱 印

秋田事件裁判関係資料

(二) 法廷調書

明治十五年五月十七日被告人柴田浅五郎ニ対シ為シタル訊問及ヒ其陳述ヲ録取スルコト左ノ如シ。

問 汝ノ氏名年齢身分職業出生及住所ノ地ヲ申立ヘシ。

答 自分ハ柴田浅五郎ト称シ、年齢ハ二十九年九ヶ月、身分ハ平民、職業ハ農、出生及住所ノ地ハ平鹿郡中吉田村ニ有之候。

問 汝ノ立志社ヲ設立シタル年月日ト、其目的トヲ申立ヘシ。

答 総テ明治十四年六月廿五日、秋田警察署本署ニ於テ陳述シタル通相違ナシ。

問 汝及内桶圭三郎カ明治十三年十月中、東京ニ到タルハ何故ナル乎。

答 国会開設請願ノ為メニシテ、是亦已ニ警察署ニ於テ陳述セリ。

問 汝ノ仙台ニ到タルハ何時頃ナル乎。

答 明治十二年ノ陰曆五月ニテアリシ乎、高知県ヨリノ帰途、仙台ニ立寄り、上遠野秀宜ニ面会シ、高知県ノ事情ヲ相談シ候。

問 事情トハ如何ナル事柄カ、上遠野秀宜ノ申立ニ拠レハ、汝ハ此トキ高知県ニテハ有志ノ者、皆方今ノ政事ニ憤懣ヲ懷キ、聯結シテ立志社ヲ設ケ、早晚政事ノ釐革ヲ図ラントス。吾等モ亦之レト意見ヲ同フスルニ付、益憤勵シ、既ニ三万余ノ同志者ヲ得タルハ、是非、足下モ之レニ同意致シ呉レタシト、談シタル趣キナリ。

答 高知県ニテ民権党ノ勢力ヲ、稍實際ニ現ハシ、各種ノ社ヲ設立シ、團結力ヲ強フスル景況ナレハ、我等モ亦人民ノ智識ヲ発達増進スル点ニ努力シ、政府ノ旨趣ヲ奉シ、漸次ニ立憲政體ノ基礎トナルヘキ者ヲ培養セズンバアラスト談シタルノミナレハ、秀宜カ陳述ハ事實相違致居候。

問 其後、再ヒ仙台ニ立越シタルコトナキヤ。

答 明治十三年十月、国会開設請願ノ為メニ出京セルニ付、其帰掛ケ、仙台ニテ、上遠野秀宜ニ面会シ、国会ノ開設ナランコトヲ熱望スルトモ、免角^(まじ)、人智開達セサレハ、到底望ヲ遂ルコト難キニ因リ、有志者ト協同シ、今日ヨリ一層教育上ニ力ヲ竭サ、レハ相成ラスト話シ候。

沈思スルニ、再ヒ仙台ニ到ルトキノ御訊問ニ対シ、前項ノ答辯ヲ輕易ニ致シタルトモ、右ハ誤テリ。其再到タルハ、明治十四年一月ニシテ、東京ヨリノ帰掛ケニ無之候。

一 明治十三年十月、東京ニ滞留中、有志者ト商議シ、来十四年十月ヲ期シ、再ヒ国会開設ヲ請願スヘキコトヲ約シタルハ、秋田警察本署ニ於テ陳述セル通相違無之候。

明治十五年五月十八日第二回訊問

問 汝カ明治十四^(年脱)一月^(手塚)、仙台岩手山新茶屋ニ於テ、上遠野秀宜ニ逢ヒタルトキ、別室ニテ同人ト密議シタルハ何事ナル乎。

答 当時、自分ハ痲病ニ罹リ、新茶屋ニ滞留シテ、秀宜ノ来ルヲ俟居ル中、同人尋ネ来リ、依テ戯ナカラ、人心悉ク我等ノ欲望ト均シク、国会ヲ開設シ、参政権ヲ得ントスルニ帰向シタランニハ、

仮令途中ニ鎮台兵力ヲ支撃スルトモ、容易ニ東京ニ達シ、請願ヲ果サンコト難キニアラサルヘシト、一坐^(まじ)限リ、雑話ニ交ニ、笑柄トナシタル迄ニテ、密議シタルコト無之候。

問 其時、鎮台ヲ襲撃スル方法ハ、集治監ニ放火シ、囚徒ヲ驅出シ、以テ之レヲ引卒セハ、通路壅塞ノ憂ナク、容易ニ東京ニ達スルヲ得ヘシト申シタルニアラスヤ。

答 否、相違セリ。秀宜云フ、集治監ニハ用ユルニ足ル人物アリ、如何トノコトナレトモ、是モ前話ニ引キ続キ申シタルコトニ付、戯レ言ト聞取居候。集治監ノコトハ、自分ヨリ何モ口発セス。

問 其時、汝ハ秀宜ヨリ白キ厚紙ヲ小切ニセル符号ノ如キ者ヲ領受シタルハ、何ノ用ニ供スル為メカ。

答 詰ラヌ書生輩ニ対シ、其ノ人ヲ知ラスシテ事ヲ談スルハ、失敗ヲ来スノ基ヒタリ。故ニ、此符号ヲ持セサル者ト応接ヲ為ストキハ、言語ノ間ニ注意ヲ措クヲ遺忘セサル益アル旨ニテ、渡サレタルハ真実ナレトモ、頗ル事理ニ適セサル答辨ナルコトハ今更自認罷在候。

問 秀宜ヨリ、汝ニ寄セタル書翰ニ(百花爛漫ノ時節ナレトモ吾人ハ憂心鬱々花ト其栄ヲ殊ニシ)云々ト。汝ハ其文意ヲ如何了解セシヤ。

答 自分ハ、終ニ其文意ヲ解セサルニ因リ、伊藤礼吉ニ該書面ヲ付シ、都合好キニ返簡ヲ裁クヘク申付候。

問 其返簡ニ云フ(不慮ノ応、不時ノ用、全ク配備セリ云々)トノ文アレハ、来簡ノ文意ヲ了解セスシテ、之レニ答ヲナスノ理ナ

ク、又、伊藤礼吉カ自儘ニ認メ得ヘキ事ニアラス。

答 来簡ノ意味ヲ了得セサレハ、返簡ノ趣旨ヲ示教スル理ナク、畢竟、其返簡ハ礼吉カ都合好キニ認メタルモノナリ。

問 汝ノ仙台ヨリ秋田ヘ帰リタルハ何頃カ。

答 岩手山新茶屋ニテ秀宜ニ逢ヒタル以後、二日逗留シ、而シテ秋田ヘ立帰レリ。

明治十五年五月十九日第三回訊問

問 明治十四年三月ニ至リ、又、仙台ヘ會議ノ為メニ立越シタルカ。

答 昨日ハ、明治十四年一月中、岩手山新茶屋ニテ秀宜ニ面会シタルト申立タル一月ハ、即チ三月ノ誤ナレハ、一月三月兩回ニ仙台エ到レルニアラス。又、會議ト云フハ東北有志會議ヲ指シタル者也。

問 汝カ仙台ニ到ル途中、郷里中吉田村ニ五六日滞留シタルカ。

答 滞留致シタル。

問 滞留中、汝カ家ニ寄合ヒタル者ハ誰々ナルヤ。

答 西田忠五郎、藤井善松、武田源三郎ノ三人ナリ。

明治十五年五月廿日第四回訊問

問 前述ノ三名ノミナラス、遠藤正之助、佐々木庫之助、高橋竹次郎、黒沢易五郎ノ四名モ同様寄合ヒタルニアラスヤ。

答 否、前述三名ノ外一人モナシ。

問 汝ハ其会合ノトキ、政府ヲ顛覆シテ全国ヲ分割シ、其一部ノ長トナラントスルニ因リ、軍旗ヲ製シ、印章ヲ刻スルコトヲ夫々命

令シタリト、秋田警察本署ニ於テ陳述セルハ相違ナキヤ。

答 一々無実ノ陳述ナリ。而シテ自分カ此偽答ヲナスニ至タルハ、警察官カ、暗ニ答辨ヲ誘導シ、自分ヲシテ無実ナルノ実ヲ陳述シ、其訊問ニ答フルコト能ハサル情況ニ陥ラシメタル者ナレハ、

遺徳ノ至リニ候。

問 警察官カ推問ノトキ、汝ニ旗ヲ指示シタルナラン。

答 指示サレテ云フ。現在汝カ定紋ヲ染抜キ、或ハ汝ノ氏名ヲ記シタル者故、知ラサル道理之レナシト問詰ラレ、当座ノ理ニ窟シ、一時、姑息ニモ藤井善松カ追テ取調ヲ受ルマテ、仮リニ心得之レアル旨答ヘタリ。

問 警察官カ旗ノ定紋氏名ヲ以テ推問ノ柄トナシ、汝ニ自由ノ供述ヲ欠シメタル旨申立ルト雖トモ、其時、汝ハ今日ノ政法ニ成文律ト非文律トアリ、非文律ハ分県ニシテ、成文律ハ郡県ナリナドノ陳述ハ、事理ヲ推究シテ誘導シ得難キ答辨ナルニ付、必ス汝カ任意ノ陳述タル疑ナシ。

答 已ニ自分ハ旗印章ヲ知居旨、答辨シタルニ随ツテ、警察官ヨリ

サア其旗印章ハ何ニ目的アツテ拵ヘタルカト、問詰メラレ、拵ヘタルサヘ知ラサレハ、素ヨリ目的アラサレハ、遽テ、成文律非文律云々ハ目的ナリト、自ら了解セサルコトヲ妄リニ陳述致シタル。

問 前ニ、汝ハ旗印章ヲ調製シタルヲ知居タリト無実ノ陳述ヲナシタルハ、藤井善松カ他日取調ヲ受クルマテ、姑ラク其冤ヲ蒙リタル旨申立ルニ依テ觀レハ、当時、既ニ善松カ此事ニ關係シタルコトヲ知居モノ、如シ。

答 自分ハ、善松カ旗印章ヲ調製シタルカ否ヲ知りタル者ニアラサ
 レトモ、警察官ニ於テ、汝ハ善松ニ令シテ調製ヲナサシメタルコ
 ト疑ナシ、有躰ニ陳述セヨトノ詰問ニ付、種々ニ辨解ヲナシタリ
 ト雖トモ、聞容ラレス、因テ寧ロ善松カ後日取調ヲ受クルマテ、
 冤任ヲ甘受セント考ヘタル所以ナリ。

問 然ラハ、善松カ取調ヲ受クルノ日ニ至レリ迎、汝カ冤ヲ雪クノ
 道ナキニアラスヤ。

答 然リ。必定雪冤ノ道相生スルト云フ充分ナル考ヒハナカリシナ
 レトモ、善松ニ令シタルコト之レナキニ因リ、到底、事情判明ニ
 至ルヘク存居候故ニ、今日ト為リテハ、飽マテ善松ト対質アラン
 コトヲ請願仕候。

問 柴田浅吉、高橋多吉ノ兩人ニ政府ヲ顛覆セント話シタルコトア
 ルヘシ。

答 毫モ覚ナシ。

問 浅吉、多吉カ申立サル事柄ヲ、警察官ニ於テ録取スル所以ナ
 シ。然ラハ、汝ハ浅吉、多吉ニ其ノ話ヲナシ、同人等ハ其間得タ
 ルコトヲ警察官ニ申立タルニ由ルモノナルヘシ。

答 自分ハ毫末、其事ヲ談セシ覚ナシ。

問 国会開設ニ付、誓約書ト題記シタル簿冊ハ、予テヨリ汝カ承知
 シタル者ナラン。

答 曾テ承知セス。

問 軍用ノ為メ調製シタル旗幟ニハ、或ハ汝ノ氏名ヲ記シ、或ハ汝
 ノ定紋ヲ染付ケアレハ、汝ニ於テ、商ラレス知ラストノミノ答辨

ハ適応セス。

答 氏名、定紋ヲ徽章トナシタレハトテ、真実承知之レナキナリ。

問 倭杖三十本ノ拵ヘヲ注文セルハ、相違ナキヤ。

答 否、相違セリ。立志社ハ漸ク委靡シ、勢力微弱トナリ行クニ因
 リ、之レヲ挽回スルノ一策ハ、横手ヨリ壮年ノ者三十名ヲ募リ、
 倭杖ヲ携帯サセ、庁下ヲ横行セシメシナラハ、元氣一振スヘシト
 談セシコトアレトモ、倭杖ノ拵ヘヲ注文シタル覚ナシ。

問 其他一体ニ武器ヲ準備セルコト知居ルヤ。

答 承知セス。

明治十五年五月廿三日第五回訊問

問 汝ハ、政府ヲ顛覆セントノコト、柴田浅吉、高橋多吉ノミナラ
 ス、館友蔵、川越庫吉ニモ商議シタルニアラスヤ。

答 否、前来已ニ陳述スル如ク、政府ヲ顛覆スルナトハ口発セル覚
 ナシ。唯、其談シタルハ、政府ニ於テ仮令、国会開設ノ上願ヲ斥
 クル幾回ノ多キニ及フトモ、条理ヲ推シテ請願ノ手續ヲ尽サント
 スル志操ハ、些少モ屈撓セスト云ヘリ。

問 汝ノ秋田庁下ニ滞在中、即チ明治十四年五月頃、川越庫吉カ尋
 ネ来リタルコトナキヤ。

答 アリ。乍去、庫吉ノ来ルハ近日仙台ニ立越ストノ旨告知ノ為メ
 来リタルコトノミ、記憶致居、其他猶ホ来リタルカ、且其月日等
 ハ定カニ覚エ無之候。

問 其時、汝ハ庫吉ニ対シ、金銭ナクシテハ差支フル故、醍醐村藤
 原多左エ門方ニ押入り、金銭ヲ劫奪スヘシ、若シ拒ミタラハ切殺

スヘント命シタル趣ナリ。

答 無実ノコトヲ構フルモ、大凡ソ程度ノアル者ナリ。料ルニ庫吉ハ自己ノ罪科ヲ道レン為メ、卑劣ニモ如斯誣妄ノ申立ヲナシタリト存候。

問 畜ニ庫吉ノミナラス、藤井善松ハ宮城警察署ニ於テ西田忠五郎、館友藏、柏木第六ハ横手警察署ニ於テ各庫吉ト同一ノ陳述ヲナシタリ。

答 何人カ如何様ニ申シタリトテ、身ニ一点覚エノナキコトナルニ付、何卒是等ノ者ト対質相成タシ。

問 其後、川越庫吉ヨリ藤原多左エ門方ニテ強盜ヲ働キ、終ニ同人ヲ切害シタル顛末ヲ汝ニ物語レリトノコトナルカ、汝ハ之レヲ聞キタルヤ。

答 否、聞カス。

問 然ラハ、汝ハ強盜ヲ働ラキタルコト、巷談風説ニモ聞サルヤ。

答 否、新聞紙ニテ見タルコトアリ。

問 六月六日付ヲ以テ西田忠五郎、柴田淺吉、藤井善松ノ三名ニ贈リタル書翰ハ、汝カ自筆ニ相違ナキヤ 本書翰ヲ指示ス

答 相違ナシ。

問 其文ニ(元氣ノヨキ若者共計カリ出頭有之度、去レトモ未タ決シテ事ハ致サス、其覚悟入ラス、然カルニ是ヨリ段々ニ着手ナリ)ト、其着手トハ何事ニ着手セントスルコトカ。

答 開懇事業ニ着手スルコトヲ云ヘリ。

問 又云フ(井ノ内ノ蛙用ニ立タヌ)トハ何等ノコトヲ云フタル者

カ。

答 醉中認メタル書面ニシテ、今更何ノ意ナルカ了解致サス候。

問 六月九日付ヲ以テ黒沢易五郎、武橋竹次郎ニ贈リタル書翰ハ汝カ自筆ニ相違ナキヤ 該書翰ヲ指シタリ

答 相違ナシ。即チ長瀬与市ヲ以テ易五郎へ届ケタル書面ナリ。

問 其書面ニ(三千元向ノコト如何御座候哉)ト問合セタル来由ヲ申立ヘシ。

答 易五郎ト同人カ家屋ヲ売却シテナリ、必ス桑苗三千元値買調ヒ送致スル約束ヲ為シタレトモ、永ク其約束ヲ果サ、ルニ付、問合セタル文面ニ有之候。

問 又其書面中ニ(彼ノ策ニ恐レテ一時我ヲ感惑サスルノ策ニ候哉、左モナクハ確乎タル此人ノ実名ヲ得度)トノ文意ヲ申述ヘシ。

答 此ノ以前ニ督促ヲナシタルトキ、三千元ノ金ハ他ヨリ借入ル、契約ヲナシタリト易五郎ヨリ申送リタルニ付、自分カ書面ニ認メタル意ハ(彼ノ策ニ恐レテ)自己ノ家屋ヲ売却タルヲ厭ヒ(一時我ヲ感惑サスルノ策ニ候哉)一時自分ヲ欺キ、時日ヲ遷延シ、督促ヲ緩フセントノ術策カ(左モナクハ確乎タル此人ノ実名ヲ得度)、然ラスンハ易五郎カ契約シタル債主ノ氏名ヲ挙ケ、明白ニ返辞セヨト云フニアリ。

問 其一通ノ書面ニ(長瀬与市ニ肝要ノコトヲ記シタリ)トハ何等ノ肝要事カ 該書面ヲ指シタリ

答 開懇着手ノ順序ト、立志社ノ旺盛ヲ図ル方法トノ両事ナリ。

問 長瀬与市ハ、其時、汝ヨリ託サレタルハ予テ謀シ合セタル県庁ヲ破壊スル一段、宜シク協議ヲ遂ケラレタシトノ事ナリスト云ヘリ。

答 否。開墾着手ノコトト、立志社ノ期盛トヲ託シタル外、聊カ覺ナシ。

問 又、其書面ニ(何方モ機會ノ時節)トハ何ノ機會ナルヤ。

答 開墾ニ從事スル機會到達セリト云フ意味ナリ。

問 館友藏、長瀬与市等ノ陳述ニ依レハ、若者共至急送ルヘシト言ヒ遣リタル主意ハ、或ハ強盜ヲナシ、或ハ県庁ヲ破壊スル目的アツテナシタル者ニシテ、六月六日、西田忠五郎ヘノ書簡、六月九日黒沢易五郎ヘノ書簡モ、畢竟、右目的ヲ真カン為メ、寄贈シタルニ外ナラス。何故ニ真実ノ陳述ヲナサ、ルヤ。

答 若者共ノ來会ヲ要シタルハ、小會議ヲ開カン為メニシテ、強盜破壊ノ目的ナト、毫モ無之候。

明治十五年五月廿四日第六回訊問

一 本日訊問ヲ初メラル、ニ先ツテ申立置度ハ、昨日陳述シタル條件中、變更セントスル簡条有之次第ニ候。即チ藤原多左エ門カ強盜ノ為メ切殺サレタリトノコトハ、新聞紙ニテ承知セリト申立タレトモ、其実、新聞紙ハ借置キ、其他風説ニモ承ハリタルコトアラサレトモ、昨日御訊問ヲ受ケタルトキ、其場ノ都合、唯知ラストノミ答ヒ置カタク、依テ新聞紙ニ就キ後シテ承知セリト、一時申立タルコトナレハ、何卒右陳述ノ一項ハ御取消相成度候。

問 柴田淺吉ノ申立ニ、西田忠五郎ヨリ何ツ頃起ル乎、問合セノ使

者トナリ、汝ニ來タリタル処、免角、^(まき)仙台ノ景況ヲ探リタル上ノコトナリト答ヒ、探偵ノ為メ、川越庫吉ヲ仙台ニ遣スニ至レリト、事實相違ナキヤ。

答 覺ナシ。

問 併シ汝ハ川越庫吉ヲ仙台ニ遣シ、其景況ヲ探ラシメタルコトアルヤ。

答 否、自分ヨリ遣シタルコトナシ。庫吉ハ仙台ニ至リ、道路普請ノ請負ヲナサントスル趣ニ付、幸イト存シ、到リタラハ、同地ノ景況ヲ報シ與レタシト頼置タリ。

問 報シ得度トハ、何等ノ景況ナルヤ。

答 該地民権党ノ勢力ヲ有スルヤ、演説ハ実地行ハル、ヤ、是等ノ景況ヲ報セヨト頼ミタリ。

問 藤井善松ノ申立ニ、汝ヨリ長沢久次郎ヲ使トシ、旗ノ雛形ヲ造リ、調製ノ義、委嘱セリト、真実ナルヤ。

答 依頼シタルコトナシ。

問 長沢久次郎ハ、汝カ親昵者ナルヘシ。

答 立志社員ノ一人ニシテ、親シク有之候。

問 藤井善松ノ申立ニ、明治十四年五月下旬、柴田淺吉ヲ使トシテ、汝ヨリ申送ルニハ、帳簿ヲ製シ、社員ノ内、誠心者ヲ択ミテ、之レニ血判ヲナサシムヘクトノコト故、乃チ其命令ニ随ヒ取運ヒタリト、相違ナキヤ。

答 申付タル覺ナシ。

問 明治十四年七月中旬、西田忠五郎、館藤右エ門ヲ宛テタル書面

ハ汝カ認メタル者ナルヤ本書簡ヲ示指ス。

答 然リ。監倉内ニテ窃ニ認メ、懲役終身ノ囚人江田キセニ渡シタル書簡ニ相違ナシ。就テ上申致シ候事ハ、元來、之レヲ認メタル所以ハ、政府ヲ顛サントスル目的アツテ為シタル者ニ之レナクシテ、江田キセカ哀願ニ、懲役終身ノ刑ニ処セラレタル者ユヘ、何ツノ世ニ身ヲ脱スルト云フ目当モナク、此儘獄舎ニテ朽果ヌヘク思ヒハ哀シサ止ム方ナシ。何卒自分ノ力ニテ、一タヒ是監獄署ヲ打壞リ、脱監致サセ呉レタシト口説立テラレ、願フニ、自分モ久シク監倉ニ勾置サレ、自由ヲ縛束セラル、身トナリタレハ、果テハ如何ナル姿ニ成行カ明日ノコトヲモ知レサレハ、自分ノコトハ構ハストモ、他人ノ悲境ニ沈ミタルヲ救出サン、亦慈善ノ一端ト非理ナル考ヒヲ惹起シ、終ヒニ知己ニ令シ、暴挙シテ監獄署ヲ打壞ラセント謀リタルハ重疊恐縮ノ至リニ候。

問 果シテ汝ノ云フ如ク監獄署ヲ打壞ラセントスルノミナラハ、用ナキ県庁警察署ノコトヲ記スヘキ理由決シテアラサルヘシ。

答 単ニ監獄署ノミ打壞レト令シタリトテ、容易ニ人氣ハ乗ルマシト考ヒ、県庁警察署トニモ言ヒ及セリ。

問 又、其書面ニ（大元帥ノ旗止ムヘシ。国会開設士立哀願々頭柴田勝博ト改メヨ）ト認メタルヲ觀レハ、已ニ大元帥云々ト書シタル旗ヲ調製シタルコト、熟知シアル疑フ所ナシ。

答 否、自分ハ秋田警察本署ニ於テ、大元帥云々ト書シタル旗ヲ示サレタルニ因テ承知シタル者ナレトモ、免角（まま）、用ナキ旗ノコトヲ認メタルハ、警察署ニテ示サレタル、爾來、平生之レヲ苦ニ病ミ

居リ、不図記載シタルコトマテニシテ、固ヨリ深い意味ハ無之候。

問 予テ汝カ立志社員ト専ラ商リタルハ、開墾事業ナリト云ヒハ、突然ニ暴挙シテ監獄署ヲ打壞レト、思ヒ寄ラサル腕力所業ヲ教唆シタリトテ、到底之レニ応シ得ヘキモノナラス、又如何ンソ応スヘキ道理アラン哉。

答 予テ商リタル所、開墾事業ナレハコソ、該書面ニハ尽ク順序ヲ逐フテ書認メアリ、然ラハ突然ナリト雖トモ、亦決シテ突然順序ナキ教唆ニアラス。

問 書面ノ全文ニ就キ熟ラ々考フルニ、初段ニ述フル所ト、中段諸君ヨク々々トアル以下ノ文意等ニ依レハ、汝カ述フル如ク、江田キセノ為メ監獄署ヲ打壞レト令シタル精神ノ文面ナリト、解釈スルコト甚タ難シ。

答 之レヲ認ムルノ当時ハ、精神錯乱シタル程ナレハ、單ニ文面上ノミノ解釈ヲ下サル、トキハ、或ハ自分カ唯今ノ陳述ヲ偽リナリトセラル、ヤ図ラレサレトモ、江田キセヲ監獄署ヨリ救出サントスル存慮ノ外、更ニ求ムル所無之候。

問 又、其文面ニ（国事ト強盜ノ兩方ニテ大變ナリ）ト認メタル意ハ、国事強盜ノ兩罪発露シ大變ナリトノコトナラン。

答 否々、警察官ノ訊問ヲ受ケタルトキ、国事犯ト強盜犯トノ罪アル汝ナレハ、一命ハ保チ難シト申聞ケラレ、退テ恐懼ノ余念、尚ホ相去ラス、怖サノ極、大變ノ窮厄ニ陥レリト云フ意ニテ認メ候。

問 又、云フ（黒沢、西田モ死罪ニナル云々。証拠裁ニナレハ判然タリ）ト如何。

答 是亦警察官ノ申聞ケニ、川越庫吉ハ強盗ヲナストキ、西田忠五郎ヨリ刀ヲ持出シタリ、又黒沢易五郎ヨリ汝ニ贈リタル書面ノ内、アノ事云々トノ文アツテ、其意ハ強盗ノ一挙ヲ指シタル者ナリト云ハレタル故、単ニ証拠ノミニ依リ裁判セラルレハ、死刑ニ該ルヘク、真ニ困却ナリトノ意ヲ記シタルコトニテ、是等ノ証拠充分ナリト自認シタルニハ無之候。

問 又、神野敬太、尾山勇、近田民藏ノ三名ヲ宛テタル書簡ハ、汝カ認メタルニ相違ナキヤ。

答 相違ナシ。

明治十五年六月廿二日第七回訊問

問 汝ハ明治十四年五月十九日、上遠野秀宜ニ答ヒタル（不慮ノ応、不時ノ用、全ク配備セリ云々）トア書面ハ、伊藤礼吉カ自ら認メタル者ナレハ、汝ハ知ラスト答フルニ依リ、伊藤礼吉ニ之レヲ取亂シタル処、認メタル覚ナキ旨答辨セリ。

答 古キコト故、礼吉ト心得居レトモ、若本人カ認メタルコトナキ旨ヲ申立ルナラ、自分ノ覚違ヒト存シ候。

問 汝ニ示ス所ノ是レナル手帖ハ、誰レノ所有ナルカ

手帖ヲ指示ス

答 自分所有ノ手帖ニテ平生携帯セル者也。

問 其手帖中ニ、日本全国ヲ八区トナシタル其区分ヲ記シアルハ、何ノ為メカ。

答 国会開設請願ノ為メ、諸方ノ有志者来会シタルトキ、到底人民

ノ智識ハ当今幼稚ノ域ニ在ルヲ以テ、爾後、各実地教育ノコトヲ担任スヘシ。就テハ其負担スル地方ヲ、八区ニ分割シテ置クハ、便利ナルヘシト相談ニ一決シタル故、心算ノ為メ、其時、手帖ニ筆記シタル者ナレトモ、固ト自分ハ無学文盲ノ者故ニ、其教育ノコトニ関シテハ、何事モ分担シタルコト無之、唯會議ヲ傍聴致シタルノミニ候。尚其八区ニ区分シタルコトハ、国会期成同盟會議書ニ記載アル旨ニ候。

明治十五年七月十四日

一 自分ハ前日国会開設ノ誓約書ト題記シタル簿冊ハ、曾テ承知セサル旨ニ包蔵シテ申立候ヘトモ、全ク自分ハ初ヨリ相心得調製セシメタル者ニ有之候。

問 然ラハ、汝ハ内乱ヲ起サントノ目的アルコトハ、該誓約書ニ柴田勝博ノ指揮ニ応セサル者ハ、軍律ニ処置スヘシト云ヒ、各次順序ニ依ラス、實際ノ功效及其才能ニ従ヒ、黜陟任用賞与ヲ計フヘキコトアルニ依リ、銘々尽力スルトキハ、永世祿ヲ給与スヘシト申聞タル如キハ事実ナルヘシ。

答 然リ。然レトモ自分ハ真実ノ意ニテ申シタルニハ無之、畢竟、立志社資金ノ欠乏ヲ救ハン為メ、謫計ヲ設ケ、金員ヲ醸集セントシタルニ外ナラス候。夫故六月九日付ヲ以テ黒沢易五郎ニ贈リタル書面中ニアル彼ノ策ニ恐レテ、一時、我ヲ惑惑サスル手段ナルカトハ彼ノ政府ヲ顛覆セントスル策ニ恐レテ、我ヲ疑フコトテアルカト云送リタル者ニ有之候。因テ、過日、桑苗木ノコトヲ以テ、御答致シタル義ハ御取消相成度候。

問 然ラハ、右書面ヲ贈ル前、已ニ易五郎ト軍用金三千円辨達ノ約アリタルナラン。

答 否、三千円ノ金開拓入用ノ為メナルコト易五郎ト相話シ置キタルモ、永々右金ヲ送付セサル故、自分ハ予テ政府ヲ顛覆セントノコトヲ口発致シ候者故ニ、彼ノ策トハ、則チ此言バ、ニ疑ヒヲ抱キ、開拓入用ノ金マテモ送付セサルヤト問合せタル意味ノ書翰ニ候ヘトモ、当時、精神錯乱シ、書面ノ文意モ為メニ解釈ニ因シム如キ往々有之候。

問 与市殿ニ託シ肝要ノ件々申上候トアル、肝要事ハ何ニナルカ。

答 桑苗木ノコトニ付キ託シタルコトニ候。

問 然ラハ若者共三十名程県下へ来レト申遣シタル意モ、決テ前日申立タル如キコトニアラサルヘシ。

答 否、此儀ハ前日申立タル通り、社ノ衰頹ヲ一振セント考ヒタルニ相違無之候。

問 政府ヲ顛覆セントノコトヲ以テ金員ヲ差出サセント図リタルナラハ、必ス旗ヲ調製スルコト、印判ヲ刻スルコトモ汝ヨリ命令シタルヘシ。

答 然リ。本心ニテハ話サ、レトモ、真実ニ取受ラレ遂ニ調製スルニ至リ候。

問 其旗印章ヲ調製スルコト、誰レニ相話シタルヤ。

答 旗ノ事ハ藤井善松ニ、印章ハ丹源吉、藤井善松ノ兩人ニ相話シ候。

秋田事件裁判関係資料

問 然ラハ、汝ハ内乱ヲ起スニ同意シタル者、何程アルト云フコトヲモ聞及タルヘシ。

答 聞不申候。

一 自分ハ先日善松、友藏、庫吉、第六等ト対質相成度旨請願致置候ヘトモ、唯今、右等ノ者ノ陳述書ヲ御読上相成、承ルニ皆口ヲ換ヒ申立直シ致シ候ニ付此上対質御訊問ヲ請願不仕候。

柴田 浅五郎 拇印

右録取ノ条件ヲ読聞カセ、相違ノ有無ヲ問ヒタルニ、相違ナキ旨ヲ確認スルニ因リ、署名捺印セシムル者也。

印 秋田輕罪裁判所

判事 芹 沢 政 温 印

書記 川 井 猪 太 郎 印

秋田県羽後国平鹿郡横手新町下丁十七番地土族

館 友 藏

三十八年十二月生

一 自分ハ書読共ニ不得手ニテ、書ハ漸ク自分ノ氏名ヲ記シ候位、読ムコトハ普通ノ手簡トテモ覚束ナク候。

問 汝カ柴田浅五郎ノ開設シタル立志社へ加入シタルハ何時頃ナルヤ。

答 明治十四年旧正月申中ニ候。

問 汝ハ浅五郎ト兼テ懇意ナルヤ。

七七 (一〇三五)

答 懇意ニ無之候。

問 立志社ハ如何ナル者ト心得加入シタルヤ。

答 自分、父ノ申勸メニハ、立志社ハ朝廷ノ為メ筋ニナルヘキ社ナ

(レ)ハ、加入致スヘントノコト故、其心得ニテ相加リ候。

(まき)

一自分力横手警察署ニ於テ拇印シタル供述書ニ、仙台鎮台ヲ襲ヒ

取り、県庁ヲ破壊シ、或ハ政府ヲ覆ヘシ、全国ヲ八区ニ分割スル

杯ト記載有之候趣ナレトモ、毫モ是等ノコト申立タル覚無之候事。

問 汝ハ高橋久米吉等ト明治十四年五月中、西田忠五郎ノ小屋ニ集

会シタルコトナキヤ。

答 アリ。其節相集リタル者ハ高橋久米吉、丹源吉、川越庫吉、其

他姓名知ラサル者二人及ヒ自分共都合六名ニ有之候。

問 打寄テ後チ相談シタルハ何事ナルヤ。

答 浅五郎ヨリ金員至急ニ調達シテ差送ルヘキ旨申来リ候ニ付、辨

金ノ方法ヲ議スル為メニ有之候。而シテ夫ヨリ互ニ酒ヲ飲ミ雑話

ノ際ニ、高橋久米吉ハ今ヨリ金ヲ借入ル、ニ行クヘキトノコト

故、自分ハ敢テ今夜ニ限ラサル旨ヲ述ヘ拒ミタル処、否、今夜ハ

是非ニ借入ル、ノ手段ヲ尽サ、レハ相止マス、若シモノ時ハ強盜

ヲ働ヒテナリ辨金致スヘシ。斯ク明言セシ上カラハ、否ム者ハ悉

ク切殺スト、声色共ニ厳シク断言サレ、否ムトキハ切害セラルヘ

キ場合ニ立至リ危懼措ク処ヲ知ラス、已ムコトヲ得ス、同意致シ

候処、刀箱ハ久米吉自ラ背負ヒ、一統其所ヲ立出、柏木第六ヲ同

伴スヘクトテ立寄タル処、早寝入タル模様故、立去ラント猶予セ

シ内、第六ノ立志社ト記章シタル提燈ヲ提ケ、余所ヨリ戻リ来ル
ニ出遇ヒ、依テ久米吉ヨリ其旨ヲ言ヒ含メ、刀箱ニハ刀四本入り
アルニ付、久米吉、源吉、外姓名知ラサル二人ノ者ニテ各一本ヲ
帶シ、自分ハ久米吉ニ於テ、途中ノ籬根ヨリ木刀一本ヲ取出シ
渡サレ候ニ付、相帯シ随ヒ行候。

問 其後ハ如何シタルヤ。

答 夫ヨリ自分ハ途中ニ於テ隙キアラハ逃去ント注目致シ行キタレ

トモ、久米吉ハ自分ノ後ロヨリ踵キ来タリ、逃ントシテ時機ヲ得

ス、心ナラスモ加ハリ行キ、醍醐村字野中ノ多兵エト云フ者ノ前

ニ到リタル処、此家ニ押入ルヘクトテ、久米吉始メ四人斗リ先キ

ニ立チ、自分ヘハ門口ニ扣居、内外出入ノ者ヲ制止スヘキ旨言置

キ候ニ付、是幸イト存シ、其隙ニ其所ヲ逃出シ、堂ノアル辺マテ

来リタル処、庫吉、第六ハ已ニ其所ニ在リ、彼是スル内、残りノ

者モ一統掃来リ、久米吉ハ遽テタル容子ニテ大變ナルコトヲシタ

リ。多兵エヲ切殺セリ。免角一ト先、忠五郎ノ小屋ヘ戻ルヘキ趣

ニ付、第六ノミハ直様掃宅致シタレトモ、其余ノ者ハ忠五郎ノ小

屋ヘ戻リ、一宿致候。然レトモ其夜ハ忠五郎ニ面会不致候。

問 明治十四年六月中、柏木村佐々木庫之助方ニ多勢集會シタルコ

トナキヤ。

答 アリ。其節打寄タル者ハ高橋久米吉、丹源吉、佐々木定吉、橋

本熊五郎、千葉建助、柏倉佐吉、木村周助及自分等、都テ三十名

位ニ有之候。

問 其時ハ又何事ノ相談ナリシヤ。

答 唯至急県下立志社マテ立越サ、レハ相成ラストノミ承リ候。因

テ其節出立ハ明日ニテモ然ルヘキ旨申シタレトモ、高橋久米吉ハ既ニ船ヲモ用意シ繫キ置キタルコトニテ、延日ハ固ヨリ難成シトノ趣ヲ申シ候ニ付、即夜一統其船ニ乗込ミ、出発致シ、而シテ船中ニテノ相談ニハ、多勢ノ中見苦シキ衣類ヲ身ニ纏ヒ居ル者モアルニ依リ、藤巻村某方ヘ押入り、衣類ノ借用ヲ要求スヘシ。若シ応セサル等ノコトアルニ於テハ、時宜ニ依リ強奪ヲ為シ苦シカラストノコトニ議一決シ候。

問 其相談一決シタル後チハ如何ナシタルヤ。

答 其後チ、皆々陸ニ上リ、一統ニテ藤巻村ノ某方ヘ到リ候、乍併、該家ニ闖入致シタル者ハ、僅ニ木村周助、佐々木庫之助等ノ三四名ノミニテ、其他ハ門外ニ待居候処、頃ラクシテ承ルニ、衣類ハ首尾ヨフ方向ノ承諾ヲ得借入レタルノミナラス、却テ酒肴杯振舞ハレタル趣ニテ、自分モ飯ノ馳走ヲ受ケ候。

問 其後ノコトヲ申立ヘシ。

答 其余押入り候ケ所ハ無之候。而シテ自分ハ夫ヨリ知合ナル折橋村ノ清四郎方ニテ憩ヒ居候処ニ、久米吉来リ橋本熊五郎方ニ到リ、刀ヲ借受ケテノ戻リ道巡查ノ為メ取押ラレ候。

問 多勢一時ニ立志社ニ到ラントシタルハ何故ゾヤ。

答 会議ヲ開ク為メナリト承知致シ候。

問 果シテ会議ノ為メナラハ、何故ニ刀剣ヲ携ヘタルヤ。

答 倭杖トヤラエ仕込ミノ為メ、入用ナリトノコトニ承リ及ヒ候。

明治十五年二月六日

秋田事件裁判関係資料

右録取シタル訊問及陳述ヲ読聞カセ相違ナキヤ否ヲ問ヒタル処相違ナキ旨ヲ確認スルモ、塾考^(まがま)ノ後ニアラサレハ拇印^(もみ)スルヲ欲セサル趣ヲ以テ差拒ムニ依リ、公廷ニ立会ヲナシタル官吏共ニ署名捺印シ置クモノ也。

秋田輕罪裁判所

判事 芹 沢 政 温 ㊦

書記 武 藤 猪 太 郎 ㊦

公廷ニハ検事鈴木恒時立会ヒタリ

秋田県羽後国平鹿郡横手新町下丁士族

館 友 蔵

問 汝カ横手警察署ニテ政府ヲ覆シ、又ハ県庁ヲ打壞ル杯、申立タルコトナキ旨ヲ陳述スルモ、同署ニ於テ其ナキト申立ル事柄ヲ記載シタル口供ニ、拇印ヲナシタルハ何故ナルヤ。

答 其節ハ自分、高橋久米吉ノ為メニ欺カレ、所々ニテ非業ヲナシタルヲ遺憾ニ思フノ余リ、精神惑亂シ、依テ同署ニ於テモ何等ノコトヲ陳述シタルカ、一向覺無之候。

問 又、汝カ同署ニ於テ申立タル口供書ニ、西田忠五郎カ小屋ニ集合シタル節、川越庫吉申スニハ、社長浅五郎ヨリ書面ヲ以テ、金錢ヲ強奪スヘシ、若シ拒ムトキハ切殺セヨト言送リタル旨ニテ相談ニ付、皆々同意致シ候トアルハ汝覚アル乎。

答 否、其時、警察署ニ於テ申立タルハ、昨日供述シタル如ク、高橋久米吉ノ勦メニ依リ、相隨ヒタル旨ヲ申立置タルノミニ候。

七九 (一〇三七)

問 昨日、汝ハ多兵エ方ノ門口マテ随ヒ行キタル旨ヲ述ヘタルカ、

横手警察署ニ於テハ、汝カ多兵エ并同人妻等ヲ捕縛シタリ申立、

彼此ノ相違アルハ如何。

答 自分ハ同居ニ於テ高橋久米吉ヨリ申聞ケニ相成タル如ク、跡ニテ聞キタルコトヲ陳述致シ候コトニテ、決テ其様ナル申立ハ致サス候。

問 横手警察署ニ於テハ、凡テ汝ニ口供書ヲ読聞セサルヤ。

答 然リ。唯、掛官ニ於テ自分ノ申立タル条件ヲ書取タル者故、扨

印スヘシトノコト故、自分ニ於テモ、其読聞ヲ相願ハス、則チ扨印致置候。

一 自分ヨリ御引上相成タル旨ノ札ヲ付ケアル二本ノ刀ハ、橋本熊五郎ヨリ刀借入レ、戻リ道ニテ巡查ノ為メニ取押ヘラレタルニ依リ、其節、右刀ハ油紙包ニ四本相成居候管、定メシ其内ノ二本ナラント考候。自分所持ノ刀ハ自宅ニ有之候。

一 御取押ニ相成候節ハ、自分太刀ハキヲ帶シ居候ニハ無之、懷中致居候。尤懷中致居候積ハ、久米吉ハ善キ太刀ハキナラ欲シイトノコトニ付、自分有合ノ太刀ハキヲ一見致セト心得持致候。

一 自分従来所持ノ刀ハ、四本有之候ヘトモ、皆自宅ニ仕舞置、一本モ此度ノ事柄ニ関シテハ差出申候。

一 唯今、横手警察署ニ於テ自分ヨリモ口供ノ読聞ヲ相願ハス、扨印致シ候ト御読聞ノ処、右ハ其御尋ノ節、自分ヨリ読聞ヲ相願タルモ御読聞無之ト申立タルコト故、御直シ相成度候。

一 右之通相違無之候。

明治十五年二月七日

明治十五年六月七日訊問

問 大沢久五郎、柏倉佐吉ノ口供ニ、千葉源助、高橋久米吉、佐藤

石蔵、館友蔵等帯刀シテ須藤六左エ門ニ推入タリトアリ相違ナキヤ。

答 帯刀致シタル覚無之候。

問 船中ニ於テモ、汝チハ他ノ者ヨリ館先生ト尊称セラル、ヲ観レハ、須藤六郎左エ門へ推入ルトキハ、則チ其党ノ大将トナリタルヘキニ依リ、帯刀セストノ申立ハ相違ナラン。

答 先生ト尊崇セラレタル覚ナケレハ、固ヨリ大将分ト氣取ルヘキ筋モナン。

問 汝カ横手警察署ニテ申立ルニ、翌九日ハ根田谷北村字焼野ノ明神林ニ潜伏シ、今夜ハ仙北郡字野木村吉兵エ方ニ推入ラントスルモ、刀足ラサルニ付、柏倉佐吉ト共ニ橋本熊五郎ヨリ刀借受ケ、帰来ル道ニテ巡查ノ為捕押ラレタリトアルハ相違ナキヤ。

答 刀借受ケ来リタルハ、決シテ右様ノ為メニ無之、倭杖ヲ拵ヘルニ入用ニ付、借来リ呉レヘク、高橋久米吉ヨリ頼マレタル故ニ候。

問 遠藤正之助ノ申立ニ、五月廿九日、西田忠五郎宅ニ到リタル処、藤井善松、館友蔵外七八名居合セタルニ付、善松、友蔵ノミニ対シ、旗出来上リタルニ付、持参ナスヘキヤ間ヒタル処、好キ時節ニ受取ルニ到ルヘキ間、預リ呉レトノ答故、其日ハ帰宅セリト申立アルニ依テモ、汝ニ於テ旗ヲ拵ヘタルコト知ラサル所以ナ

シ。

答 正之助ハ何ント申立候乎、自分ハ真ニ知ラサルコトニ候。

問 政府ヲ覆ヘシ、或ハ鎮台ヲ襲撃シ、又ハ県庁ヲ毀壞シ、又ハ藤原太左(まき)エ門ヲ切害シタリトノ事ヲ官署ニ対シ陳述シタル者ハ、特リ汝チカ申立ヲ以テ最モ初メナリトス。然ラハ当時、汝ノ外右等ノコトヲ陳述シタル者他アラサル限りハ、横手警察署掛警部ノ知得シタルハ、単ニ汝ノ供述ニ原ク者ナレハ、掛警部カ種々条件ヲ設ケ、汝ヲ陥レント疑問ヲナシタル者ニアラスシテ、悉ク其供述ハ、汝カ任意自由ニ出タル者ト認ムルヲ得ヘシ。

答 横手警察署ニテハ口書ノ読聞ヲセラレサルニ付、読聞ヲ願イタレハ、自分カ申立タルコトヲ記載シタル者ナリトノコトニ付、異議ナク拇印ヲナシ置キタリ。然ルニ唯今承レハ、自分カ陳供セサル政府ヲ覆ヘントカ、或ハ太左(まき)エ門ヲ切殺セリトノコトヲ記シアリトハ、当惑至極ニ候。

館 友 蔵 拇印

右録取ノ条件ヲ読聞カセ、相違ノ有無ヲ問ヒタル処、相違ナキ旨ヲ認メ、署名捺印セリ。

秋田輕罪裁判所

印

判事 芹 沢 政 温 印
書記 川 井 猪 太 郎 印

秋田県羽後国平鹿郡横手前郷村八番地平民農

川 越 庫 吉

秋田事件裁判関係資料

明治十五年五月廿七日訊問

問 汝ハ、從來柴田浅五郎ト悪意ナル乎。

答 然カリ。

問 汝ノ立志社ヘ加入セルハ、何ツノコト乎。

答 明治十三年春ノコトニシテ、其社ノ目途ハ、貧苦者ヲ救恤スルニ在レハ、追テハ銘々ノ益ニナル趣キニ承知セリ。

問 汝ハ立志ニ資金ヲ差出シタルカ。

答 入社ノトキ、金貳拾銭差入レタル外、一金モ差出サス候。

問 柴田浅五郎カ東北有志会ニ越(まき)ク途中、汝ト中吉田村ニテ面会シタルヘシ。

答 然リ。乍去、浅五郎カ明治十四年春東北有志会ヨリ帰来ル節ト心得候。

問 其時、浅五郎ト汝トハ小座敷ニテ何事カ談シタルニアラス哉。

答 左程、浅五郎ト話シヲ致サ、ル故、小座敷杯ニテ談話シタル覚エナシ。

問 横手警察署ニ於テ、汝ハ此時、浅五郎ニ招カレ小座敷ニ至タル処、方今ノ政府ハ甚タ宜シカラサル故、之ヲ顛覆セントスルニ付、先ツ県庁鎮台ヲ打破リ云々、事成ルノ日ハ、浅五郎長トナリ、汝ニ永世禄ヲ給与スヘント談セラレタル旨、申立タルニアラスヤ。

答 横手警察署掛警部ハ暴虚ナル取扱ヲ自分ニ施シタリ。今一端ヲ挙ルニ、警部佐々木真綱ノ訊問ヲ受タルトキ、柵欄ノ下ニ自分ハ

四十二年

立居り、警部ハ自分ト相對シテ高キ処ニ坐ヲ構ヒ、一々訊問ヲナサル、故、自分ハ實際ノコトヲ以テ答言シタリト雖トモ、皆啞ナリトテ聞容レス。忽チ長キ棒ヲ振り上、自分カ肩ノ辺リヲ打付タリ。続イテ巡查ハ傍ヲヨリ短キ棒ヲ執テ無暗ニ自分ヲ打擲シタル為メ、苦痛ニ耐ヘス。目モ闇ミ、心モ定カナラヌ折、折柄、佐々木警部ハ誰人ノ口供ナルカ知ラサレトモ、參觀致サレ一言ノ訊問モナク、該口供ヲ認メ、是レニ拇印スヘシト、面前ニ突出サレ候。自分ハ、此トキ精神稍元ニ復シタル心地ナレトモ、前後ノ事ヲ忘却シ、何ノ思慮ナキ儘、異議ヲ申サスニ拇印セシ者ナレハ、其記載アルハ何事カ今日ニ至ルマテ承知不致候。

問 汝ハ連判帳ニ血判シタルコトナキヤ。

答 ナシ。

問 汝ハ警察署ニテ血判シタル旨陳供セリ。

答 否、血判シタル覚ナシ。

問 汝ハ明治十四年五月十日頃、秋田庁下ノ景況ヲ見極ン為、浅五郎方ニ来リタルナラン。

答 否、自分ハ峯吉川ヨリ仁井田ニ至ル道路普請ヲ請負イ度、出願ノ為メ来タリタル処、已ニ其事相止ミタル由ニ付、序テ故ニ、浅五郎ヲ尋ネタルコトアリ。

問 其節、浅五郎ヨリ依頼ヲ受ケタルハ何事ナル乎。

答 西田忠五郎ヨリ送金ノ管ナルニ甚延滞致シニ付、早ク送レヨトノコトヲ言ヒ伝エ呉レトノコトニ候。其外、自分カ在所ヲ出立ノトキ、田村ノ忠藏ト云フ者ヨリ託サレタル立志社ヘ金七百円差入

度トノコトヲ、此時、浅五郎ヘ相話シタレトモ、浅五郎ニ於テハ、金ナトハ手ニ握リタル後ナラテハ目当トセラレサル者故、免角、西田忠五郎ヘノ伝言ヲ忘却セサルヘシト申し候。

問 其他ハ何事モ託セラレサル乎。

答 何事モナシ。

問 汝カ横手警察署ニ於テ陳述スルニ、浅五郎云フ、立志社資金ニ差支フル故、^{オホミ}僱^{オホミ}者ヲ撰拔シ、醍醐村藤原多左エ門方エ押し、金員ヲ掠奪スヘク、若シ拒ミタラハ切殺セヨト、西田忠五郎ヘ伝フヘキ旨、其トキ委託セラレタリト申立タルニアラスヤ。

答 聊カ以テ覚ナシ。

問 横手警察署ニテ汝ノ陳述ヲ録取シタル後、之レヲ読聞ケサリシヤ。

答 読聞カセ相成タレトモ、前ニ述フル如ク、此時、佐々木警部ハ謀叛人故、責殺シテモ構ハヌトテ、手酷キ扱ヒニナリタル後チナレハ、其読聞カセラレタル条件モ、耳ニハ通ラス候。

明治十五年五月廿九日

問 汝等数人、醍醐村藤原多左エ門方ニ強盗ニ押入リタルトキノ手続ヲ申立ヘシ。

答 明治十四年五月十八日ト覚ヒ、県下立志社ノ景況ヲ尋ネ度存シ、柴田浅五郎ノ家ニ立越シタル処、浅五郎ハ庁下ニ滞在致居、柴田浅吉モ他行不在故、立戻リ、西田忠五郎ニ到リ、其景況ヲ聞カント考ヒ、同人ノ門口マテ到リタル処、後ヨリ高橋久米吉来リ自分ニ云フニハ、久々ノ面会弥ラシキコトナリ。先ツ此方タヘ

来レトテ、先キニ立ツ自分ヲ忠五郎ノ小屋ニ連レ行キ候処、此ニハ館友藏、丹源吉、高橋專治、佐藤石藏居合、久米吉ノ発言ニテ、頓テ酒宴ヲ催フシ、皆酔興ニ入りタル上、久米吉云フ、如斯打寄リタルハ又愉快ノコトナリ。就テハ田舎ニ幾ラモアル習ヒ、銘々以後ハ兄弟分トナリ如何ヤトノコト故、自分初メ、皆異口同音ニ然ルヘク返答致候。然ルニ其時、久米吉云フ、今夜是ヨリ金ヲ借ルニ行ントシ、皆一緒ニ參レ呉レトノコト故、自分云フニハ、金ヲ借ルニハ抵当物ナケレハ覚東ナシト申シタルニ、久米吉云フ、千円二千円ノ借用金ニ抵当トスル者ハ久米吉一人ノ懐中ニモアリ、何ソ心配ニ及ハンヤトノコト故、然ラハ借入ル、コトハ^(まま)免モ角モ、唯今ハ夜分トナリタレハ、明日ニシテ可然ト云ヒタルヲ、久米吉押返シ、否、今晚是非行クヘシト云フニ付、左様ノ儀ナラハ自分ハ參リ兼ルト断ハリタル処、久米吉憤怒シ、行サル者ヨリ事露顯シ一大事ニ及フヘシトテ、刀ヲ抜キ放チ、已ニ自分ヲ切付ント致シタル故、行カヌト云ヘハ切殺サル、場合トナリ、怖ロシサノ余リ、不得止同行スヘキ旨相答ヒ、遂ニ多左エ門ニ押入ル事ニ関係セル原因トナリ候ヘトモ、自分ハ此時モ尚ホ正当ニ金員ヲ借入ル、為メナリト心得居候。

問 其後ノ手続ヲ申立ヘシ。

答 一同打連レ忠五郎ノ小屋ヲ立出ツルトキ、高橋專治ハ長サ四尺斗リノ長箱ヲ持来リ候故、自分ハ必定抵当物ヲ掛物類ニモ有之ヤト考居タル処、柏木第六ノ庭先キニ至リ、其箱ヲ卸ロシ、中ヨリ取り出ス者ヲ見ルニ、皆刀脇差ナルニ付、是甚タ訝シ、必定強盜

秋田事件裁判関係資料

ノ所業ヲ為サン下拵ヒト察知シタレトモ、此場ヲ逃ル、手段ナク罷在候内、立志社ト記シタル提燈ヲ携サヘ、柏木第六ノ戻リ来ルニ会シ、久米吉ハ急ニ第六ヲ引留メ、耳ニ口寄せ、何ニカ相談ヲナシ候末、第六モ相加ハリ、自分共併テ七人ニ相成、其中帶刀シタル者ハ、高橋久米吉、丹源吉、佐藤石藏、高橋專治ノ四人ニテ、皆一同ニ連立參リ、多左エ門宅間近ク致シタル頃、野中ト申ス所ニテ、自分ハ故ラニ立止リ小便スル真似ヲナシ、連レニ後レ、又二十間程歩ミ出シタル向フヨリ、柏木第六大變々ト云フテ馳セ来タリ、夫ヨリ追々皆馳寄り、七人共ニ立婦ル道スカラ、自分ハ久米吉ニ対シ何ヲシタルカト問ヒタルニ、那ノ様ニナリタレハドフモ仕様ナシトノ答ニ有之、又、丹源吉ニ於テ、久米吉ニ対シ死シタテアロウカト問ヒタルニ、マサカ死ニハシマイトノ答故、是必定人ヲ殺シ逃来リタラント心付候。夫ヨリ柏木第六ノ所ニ至リ、以前ノ刀ヲ箱ニ納レ、第六ハ此処ヨリ直チニ帰宅シ、残り六人ノモノハ右ノ刀箱ヲ携ヘ、忠五郎ノ小屋ニ立歸リ、其夜一泊シ、翌朝、自分ハ帰宅致シ、外ニ何事モ承リ不申候。

問 汝ハ横手警察署ニ於テ強盜ノ相談ヲナシタルハ五月十七日ニシテ、多左エ門方ニ押入タルハ翌十八日ナリト申立タルハ如何。

答 強盜ノ相談ヲナシタルコトナキハ、前述ノ通りニシテ、其押入リタルハ忠五郎ノ小屋ニテ酒ヲ飲ミタル即夜ナル故、十七日ニハ無之候。

問 汝ハ警察署ニ於テ多左エ門方へ押入、柏木第六ハ多左エ門及ヒ同人妻トヲ縛シ、館友藏ハ雇人ヲ縛シ、金錢ヲ渡スヘキ旨申シタ

ル処、多左エ門ハ金ヲ差出故緩メ呉レト申シタル故、左手ヲ緩メタル処、爐中ノ火筋ヲ執テ立向ハント身構ヒタルニ因リ、第六ハ初メニ同人ヲ切付ケ、逃ケントスルヲ他六人ノ者共多左エ門ヲ散々ニ切付タリト、申立タルニアラスヤ。

答 自分決シテ申立タル覚ナシ。

問 西田忠五郎ハ強盜ノ相談ナシタルトキヨリ、爾後、多左エ門ヲ切殺シタル後チノコトニ就テモ相談ニ加ハラサリシヤ。

答 然リ。

問 藤井善松ハ加ハラサルヤ。

答 加ハラス。

問 藤井善松ノ申立ニ、強盜ニ押入ル相談、汝ヨリ受ケタレトモ、宜シカラサルコトト心得、同意セサリシト云ヘリ、如何。

答 自分ハ決シテ善松ニ相談シタルコトナシ。

問 汝ハ久米吉ヨリ金ヲ借ルニ行ク相談ヲ受ケ応セサル旨、答ヒタルニ、拒ム者ヨリ事発露スル者ナリト云ヒ、刀ヲ抜テ既ニ汝ヲ切付ケントセシニ、汝ハ尚正当ニ金ヲ借ルニ行クコトナリト心得居ルヘキ理由、決シテアラサル也。

答 ナレトモ、自分ハ正当ニ金ヲ借リルコトト心得タリ。

問 其後、汝ハ秋田序下ニ来タリ、浅五郎ト面会シタルコトナキヤ。

答 魚類ヲ買調ヒ商ヒセント存シ、序下ニ来リタル序、浅五郎ニ面会致候。

問 其トキ何事カ依託セラレサルヤ。

答 野蒜ノ開墾ニ行キタラハ、東北聯合会ノ盛衰ヲ見来リ呉レト頼マレ候。

明治十五年五月卅日

問 夫ヨリ汝ハ仙台ニ到リタルカ。

答 明治十四年六月十一日、仙台へ着致シタリト覚居候。

問 野蒜へ行クハ、何ノ目的アツテ乎。

答 開墾ノ事ヲ受負ハント存シ参リ候。

問 然ラハ野蒜マテ行キタルカ。

答 野蒜開墾ノコトハ^(まま)灰カニ聞伝ヒタルモ、確乎タルコトニ無之故、曾テ温泉場ニテ知合フタル仙台ノ人寅岩省之ニ就キ、其実否ヲ探ラント存シ、先ツ同人ヲ尋ネタル処、省之方ニテ巡查ノ為メニ取押ヘラレ候。

問 汝ハ序下ニ於テ浅五郎ト面会セル節、多左エ門ヲ切殺シタル次第、相談シタリト警察署ニ於テ陳述シアリ相違ナキヤ。

答 申立タル覚ナシ。

問 浅五郎カ指図ニ依リ、軍旗ヲ作りタルコト、紙幣其他ニ押用スル印判ヲ彫刻シタルコトヲ汝ハ知ラサルヤ。

答 紙幣ニ押用スル者カ知ラサレトモ、立志社ト彫刻セル印判一個ハ存シ居レリ。其余ハ一モ承知不致候。

問 汝ハ浅五郎等ト共ニ写真シタルコトナキヤ。

答 アリ。其写真シタル者ハ柴田浅五郎、館友藏、高橋久米吉、丹源吉、武田源三郎及自分ノ六名ニ有之候。

問 其写真ハ、何ツ頃何レニテ取リタルカ。

答 明治十四年五月末カ六月初メト心得居レリ。又、其取リタルケ所ハ、大工町小路ノ写真居ニ有之候。(店か手塚註)

問 右五名ノ内、浅五郎、源三郎ヲ除クノ外ハ、皆藤原多左エ門エ強盗ニ押入りタル者ニシテ、汝ハ高橋久米吉ニ抜刀ニテ脅迫サレ、畏懼シテ同伴シタルナリト、果シテ然ラハ爾来、久米等ニ面会シタラハ、真心之レヲ厭忌シテ近ツクコトヲモ嫌フヘキニ、却テ同様ニ写真ヲ取ル如キ交際アルヲ見レハ、前供ハ悉ク虚妄ノ陳ニシテ、汝モ強盗一味ノ共謀者タル疑フ所アラス。

答 庁下ヘ魚ヲ買求ムル為メ来リタル序ニ付、浅五郎ヲ訪ヒタレハ高橋久米吉モ居合セ、且浅五郎ノ申スニハ、今日ハ好天気ユヘ写真ヲ取ルヘント勸ムルニ因リ、自分ハ久米吉等ヲ畏レサルニアラサレトモ、同行致シタル次第ニテ、決シテ御訊問ノ如キ者ニハ無之候。

問 汝ハ如何ナル風体ヲ為シテ写真ヲ取リタルカ。

答 袷ニ袴ヲ着シタルノミニ有之候。其袴ハ武田源三郎ヨリ借受ケタルモノナリ。

問 汝ハ平生魚類ヲ売買スルヲ業トナセリト陳述セリ。然ラハ浅五郎ニ於テモ股肱ノ久米吉等ト共ニ、一ノ魚売ヲ執ラヘ写真セシムヘキ道理ナン。

答 如何ノ次第カ知ラサレトモ、勸メニ因リ共ニ写真セシ義ニ候。

明治十五年七月十四日 署名

捺印ス

川 越 庫 吉 拇印

右録取ノ条件ヲ読聞カセ、相違ノ有無ヲ問ヒタル処、相違ナキ旨ヲ認ムルニ因、署名捺印セシム。

秋田事件裁判關係資料

秋田輕罪裁判所

印

判事

芹 沢 政 温

印

書記

川 井 猪 太 郎

印

秋田県羽後国平鹿郡醍醐村百十七番地平民

柏 木 第 六

三十一年

明治十五年五月卅日訊問

問 汝カ立志社ニ加入シタルハ、何ツナルヤ。

答 明治十四年二月頃ト心得タリ。

問 加入シタル手続ヲ申述フヘシ。

答 横手町高谷盛照ノ勸メニ依リ加入致シタリ。尤モ其加入ヲナシタル上ハ、春秋両季ニ金五拾錢ヲ納レヘク、其効シニハ、若シ火難ニ罹ルカ、或ヒハ旅行中路用金、闕乏スルトキハ、立志社ヨリ惠与スルト承リ居候。

問 汝ハ立志社々務中、何事ヲ負担シタルカ。

答 何事モ負担セス。

問 汝ハ擊劍ノ師範トナリ、社員ヲ取立居タルヘシ。

答 師範シタルニハ無之、折々十文字新田村長瀬与市宅ニテ社員ノ者ノ相手ト相成候ノミ也。

問 汝ハ浅五郎ト懇意ナルカ。

答 浅五郎ハ覚居タレトモ、懇意ノ者ニハ無之候。立志社ヘ加入ノ後ト雖トモ、十文字新田村佐藤多三郎宅ニテ一回面会シタル耳ニ

候。

問 其面会シタリト云フハ、何ツ頃カ。

答 確ト覚ハナケレトモ、昨十四年三月カト心得候。

問 其時何等ノコトアリタルカ。

答 演舌会トヤラ相開キ、大勢ヲ集メ、浅五郎ハ何ニカ演舌ヲナシ

タル様ナレトモ、自分ノ至リタル時ハ將ニ終ラントスル場合故、

何事ヲ演舌シタルカ承知不致候。

問 横手警察署ニ於テ、汝ハ此時、浅五郎ニ於テ汝ノ耳ニロヲ寄セ

談セラレタルコトアリト陳述セリ。相違ナキヤ。

答 右ハ毫モ無之事ナレトモ、横手警察署ニ於テハ、汝ハ一旦立志

社ニ加入シタル以上ハ、何ニカ浅五郎ヨリ秘密ノ事ヲ話サレサル

道理ナシト詰問ヲ受ケ、一応自分ハ無之事ナル旨申立タレトモ、

掛官ハ聞容レス。果テハ巡查等相集リ、殴打拷問シ、苦痛ニ堪

兼、不得已斯ク申立置候。

問 又、此時、擊劍ノコトニ付、浅五郎ヨリ何ニカ談セラレタルコ

トナキヤ。

答 擊劍ノコトハ自分カ参リ呉レ好都合故、是ヨリ共ニ奨励致シ呉

レヘク言ハレ候。

問 明治十五年六月一日

明治十四年三月中、十文字新田村無尽宿柿崎常吉方へ高橋久米

吉等ト集合シタルコトナキヤ。

答 ナシ。

問 汝カ横手警察署ニ於テ陳述スルニ、其時、久米吉ヨリ浅五郎ノ

目的トスル処ハ、外国人ヲ逐払ヒ、県庁、鎮台ヲ破リ、日本ヲ八

区ニ分テ、其一区ノ長トナルヘキ主意ニ付、遂クルトキハ、夫々

賞与ヲ得ヘクト云レタルニ因リ、窃ニ銃砲ヲ買入レ、事アル日ニ

至リ、先祖伝来ノ刀ヲ用ヒヘク心得ヲナシ居レリト、総テ是等ノ

申立ハ、汝ニ於テナシタルコトナシト云フカ。

答 否、申立タルニ相違ナシ。乍去、前ニ申立ル如ク、警察署ノ取

扱^{（ま）}苛^{（ま）}刻^{（ま）}ニシテ、殆ント殴打拷責ノ苦痛ニ堪ヘサル為メ、掛警部カ

右等ノコトアルナラント推問シ、否ラサル旨答フルトキハ如何ナ

ル手当ニ又遇カ恐怖致シ、事実アラサルコトナレトモ斯ク申立

候。

問 是ナル鉄砲ハ汝ノ所有ニ相違ナキヤ 鉄砲ヲ指示ス。

答 相違ナシ。

問 所有シタル来由ヲ申立ヘシ。

答 明治十三年十月頃、吉光吉藏ヨリ買求メ候。

問 是ノ刀ハ汝ノ所有ニ相違ナキヤ 刀ヲ指シセリ。

答 然リ、自分先祖ヨリ伝来シタル刀ニ候。

問 汝ハ横手警察署ノ取調^{（ま）}苛^{（ま）}刻^{（ま）}ノ為メ事実アラサルコトヲ申立タリ

ト云フト雖トモ、其鉄砲ヲ購求シ、又ハ伝来ノ刀ヲ、事アル日ニ

用ニル心得ナリト云フ如キハ、汝ノ自供セサルニ先ツテ、掛警部

カ之レヲ知り得ベキコトニアラス。

答 警部ハ鉄砲ヲ買求メタル目的ヲ申述ヨト云ハレタルニ、元來、

是レハ吉光吉藏へ遊ヒニ行キ、因ラス鉄砲ヲ見付タルニ付、其価

ヲ問ヒタル処、甚タ廉ナルニ因リ、世ニ伝フ、鉄砲ハ退魔ノ効験

アリト、故ニ、之レヲ買求メ置キタルナレトモ、斯ク云ハ、又
遁辞ナリトテ拷責ヲ受クル為メ、不得已一時免レニ斯ク申立候。
又、刀ハ其前ヨリ警察署ニ取揚ラレアリテ、此時、同様ニ推問セ
ラレ、前同一ノ情況ニ陥リ、偽リノ陳述ヲナシ候。

問 汝ハ高橋久米吉ニ浅五郎ヨリ秘密ノコトアルニ付、心付キノ者
同行セヨト申サレタル故、来リ呉レヘクト云ハレタルニ付、秘密
ノ事トハ、何事ナルヤ、尋ネタレトモ、其場ニテハ話シ難故、先
ツ忠五郎ノ小屋ニ来ルヘキ旨、談セラレタルニ因リ、明治十四年
五月十七日、右小屋ニ到ルナラン。

答 然リ。
問 其時、打寄タル者ハ誰々カ。

答 高橋久米吉、長沢久三郎、丹源吉、藤井善松及自分ニ有之候。
問 横手警察署ニ於テ、汝ハ其外仍ホ一名アリタル如ク申立タルニ
アラスヤ。

答 前述久米吉等四人ノ外、誰レモナシ。

問 其場ノ相談ハ何事ニテアリシカ。

答 久米吉、源吉云フ、浅五郎ヨリ資金乏シクナリタル故、早ク金
ヲ送ルヘシト申越シタルニ付、前日以来、横手山内辺ニ到リタレ
トモ、辨達セス(自分ハ考フルニハ其浅五郎ヨリ送金セヨト申越
シタル意ハ、強盗ヲナシテ金ヲ送レトノコトニシテ、横手山内辺
ニ行キタリトハ、依テ横手山内辺ニテ強盗ヲ働ラキタレトモ、金
錢ヲ得兼ネタリトノコトナリト存シ候) 此上ハ横手銀行ニ押入
リ、金員ヲ奪フヨリ外ニ致シ方ナシトノ事故、自分ハ之レヲ否

ミ、道ナラヌコトヲシテハ、浅五郎始メ自分等ノ一命ニ関係スル
コトナレハ、決シテ同意致シ兼ルト断ハリ候処、藤井善松モ自分
ノ云フ所ヲ賛シ、同意致サ、ルニ付、久米吉等ハ自分善松ニ抱^ま
ラス、残リノ者共ニテ銀行ニ押入ルコトニ相談一決致シ候。

問 其後ノコトヲ申立ヘシ。

答 其時長沢久三郎ハ、懐中ヨリ金壹円ヲ取出シ久米吉ノ前ニ差出
シ、云フニハ、是レヨリ横手銀行ノ模様ヲ探リ来タリ呉レタシ
ト、久米吉云フ、横手地方ハ不案内ナル故、他ノ者ヲ遣リ呉ルヘ
シトテ、差出シタル金員ヲ久三郎ヘ推返シタリト心得居候。

問 汝ハ横手警察署ニテ右相談ノトキ話スニハ、醍醐村藤原多左エ
門方ニ押入り、金錢ヲ掠奪スヘク、若シ拒ミタラハ切殺スヘン
ト、浅五郎ヨリ云ヒ越シタリトノコトニ付云々ト、申立アリ。

答 申立タル覚ナシ。総テ本日申立タル通り、事実相違無之候。尤
モ其節、久米吉歟源吉歟ノ言ニ、社員ニテ強盗ノ拳ニ同意セサル
者アルトキハ、切殺スヘシト申越セリトカ云フコトヲ話サレタル
コトアリト、少シク覚候。

問 汝ハ其夜、藤原多左エ門方ノ模様ヲ探ルニ到リタルナラン。

答 行キタルコトナシ。其日ハ自分午後三時頃、西田忠五郎方ヨリ
帰リ来リ候。然ルニ其夜十二時頃ニ、外トヨリ自分ヲ呼フ声致シ
候ニ付、起キ出テ戸外ニ到リ候ヘハ、丹源吉外一名誰レナル
リ、刀ヲ携サヘ居ルニ付、自分ハ其来意ヲ問ヒタルニ、昼間相話
シタル如ク、横手ノ方ハ姑ラク措キ、是ヨリ藤原多左エ門ニ押入
ラン為メ七八名申合セ出掛ケタリ、自分モ同行スヘキ趣故、右七

八名ノ者ハ何レニ在ルヤ尋ネタルニ、前ノ村ニテ別レタリトノ事ニ付、然ラハ今夜ハ相止ムヘクト申聞ケタル処、源吉承諾シテ立帰リ候。

問 汝ハ横手警察署ニ於テ、丹源吉外一名ノ誘引ニ因リ、即夜藤原多左エ門ノ住宅ニ忍入り、家内ノ景状ヲ探知シ、明晩ノコトヲ源吉ト約シ相別レタリト申立アリ。

答 右等ノコトハ事実アラサルニ付、申立ル所以ナシ。

問 汝ハ強盜ノ相談アリタル其席ニテ善松ト共ニ不同意ノ旨ヲ断ハリタリトノコトナレハ、源吉カ来テ汝ニ同行ヲ勸ムル道理ナカルヘシ。

答 御尋ネハ尤モノコトナレトモ、如何ノ訳カ源吉ニ来ラレ候。

問 翌十八日ノ夜、多左エ門方ヘ強盜ニ押入タルトキノ手続ヲ申立ヘシ。

答 自分ハ予テ雄勝郡八幡村高橋久助ヨリ請取ヘキ馬代金有之故、

同日朝早く、久助方ヘ立越シ、金員ヲ請取り、立戻リ、十文字新田村長瀬与市方ニ来リタル時分ハ日暮頃ニ有之、其節、同家ニ擊劍相初マリ居リタル故、自分モ加ハリ相手ヲナシ、同家ニテ晩飯ヲ喫シ、夫ヨリ同村佐藤久三郎方ニ到リ、酒ヲ飲み、再ヒ与市方ニ戻リ、提燈ヲ借受

此提燈ニハ立志社記シアリ 自宅ヘ立帰リ候時刻ハ、夜ノ十二時ニモ可有之ト存シ候。然ルニ、自分ノ宅地内ニ高橋久米吉等集リ居タルニ付、其所以ヲ問ヒタル処、是ヨリ藤原多左エ門方

ヘ強盜ニ押入ルヘクトノ義ニ付、自分ハ非道ノコトニハ加担シ難シ、且酒ニ酔ヒ居ル故、除キ呉レヘク申シタルニ、久米吉承諾致

サス、一旦大事ヲ打明カシタル上カラハ、是非同行セネハ成ラヌト申張り、其余ノ者モ勢強ク銘々帯刀ヲナシ居ル故、強テ言フトキハ彼等ト争ヒヲ生シ候モ難斗、不得止同行ノ義ヲ承諾致シ、其場ヨリ久米等ニ相加ハリ参リタル処、久米吉ノ指図ニテ自分ハ多左エ門邸地ノ繞田外ナル板蔵ノ辺リヲ見張番トシ扣ヒ居候。

問 夫ヨリ後ハ如何シタルカ。

答 見張ノ為メミ居ル内、多左エ門ノ内ニテ人声スル故、必定見認メラレタルナラント存シ、急イテ其場ヲ立去リ、村外レノ社アル辺マテ来タル処、向フヨリ川越庫吉ト覚エ来リ候故、多左エ門内ニテ人音スルニ因リ、戻ルヘク相勸メ、共ニ立帰ル途中、又、一人誰レニテアリシカ見定メサレトモ来合セ、夫ヨリ段々皆来リ候ニ付、如何シタルヤ承リタル処、多左エ門ニ傷ヲ負セタルニ

付、今頃ハ死去シタルカモ知レスト申シ候故、急キテ自宅ニ立帰リ候。右宅前ニテ久米吉等ト別ル、節、久米吉云フ、今夜ノコトハ決シテ口外致シマジク、尚明日会議スヘキコトアル故、忠五郎方マテ来ルヘキ旨申サレ候ヘトモ、自分ハ用事アリテ大曲ヘ立越シ、以後誰レニモ面会不致候。

問 大曲ヘ立越シタルハ、何ノ用事アツテカ。

答 雄勝郡八幡村高橋久助ヨリ訴訟事件ノ委託ヲ受ケ、且ツ久米吉等ト交ルハ気味悪シキ故、旁同地ヘ立越シタルナリ。

問 其後汝カ自首ニ及ヒタル手続ヲ申立ヘシ。

答 自分カ大曲ヨリ角館ヘ立越シ帰ル途中承レハ、立志社員ハ暴動ヲ企テ、悉ク就縛ナリタリトノコト故、一旦ハ金沢ト云フ山中ニ

潜伏シタルトモ、熟々考フルニ、到底事皆相発レタル上ハ、隠レテ免ル、者ナラスト存シ、明治十四年六月十四日、角間川警察分署へ自首仕候。

問 汝ハ横手警察署ニ於テ、藤原多左エ門及同人妻ヲ縛シ金錢ヲ差出スヘキ旨申シタルニ、差サントテ左手ヲ緩メサセ、俄カニ炉中ノ火筋ヲ取テ立向ハントシタルニ因リ、多左エ門カ左手ヲ一ト太刀切付、逃クルヲ皆一同ニ逐掛ケ散々ニ切伏セタリト陳述セリ。

答 前ニモ申立ル如ク、横手警察署ノ調、厳刻ニシテ、制縛拷打セラレ、不得止シテ拇印シタル口供ナレハ、右ノ事柄トテ自分ヨリ供述シタルニアラス。掛警部ニ於テ、館友藏ハ斯申立タリ。是レニ相違ナカルヘシ。拇印セヨト命セラレタル者ニ候。

問 強盗ニ押入ルトキ汝ハ帯刀シタルヘシ。
答 帯刀セルハ川越庫吉外一人誰レナルカ存セスヲ除キノ外、皆帯刀シタルトモ、自分ハ婦ルト直チニ家ニモ這入ラス、同行シタルハ固ヨリ帯刀不致候。

問 強盗ニ行タルハ誰々ナルカ。
答 高橋久米吉及前夜知りタル丹源吉ト二人ノ外ハ一向見タル人ニアラサレハ、誰々ニテアリタルカ申上難ク候。

問 汝カ自首シタルトキモ、本日同様ノ陳述ヲナシタルカ。
答 事実稍取違ヒタルカト思ハレ候。
問 汝ハ藤井善松カ勸メニ応シ連判帳ニ血判シタル旨、自首ノトキ申立タリ相違ナキヤ。
答 血判ナトシタルコトナケレトモ、其節、尋ネラル、ニ連判帳ハ

取揚アリ。且藤井善松ニ於テ、斯ク申立アリト云ハレ候故、何レナリ連判帳ニ照シタラハ判然スルコト存シ、姑ク仮リニ申立候。

問 汝ハ曾テ秋田県巡查奉職シタルコトナキヤ。
答 アリ。明治十年頃命セラレ、五六月間奉職致シ、秋田県警察署ニ詰居候。

問 然ラハ、汝カ他人ニ脅迫サレ、畏惧シテ強盗ニ同行シタリト云ヘルハ、事実ニアラサル陳述ナリ。
答 御尋ノ廉、至極ナレトモ、元来、自分ノ氣質ハ人ヨリ依托セラレタルコトヲ辞退セサル偏屈ノ立前ナレハ、久米等ノ頼ミモアリタル故、枉テ随行シタルモノナリ。且ツ之レヲ否ムトキハ、互ニ打合ニモ至ルヘク、左スレハ老母子供ニ嘆キヲ掛ケ候コトニ相成ル故、如カス意ヲ枉テ之レニ随行シ、事穩カニ致サント決心仕候。

明治十五年七月十四日
問 汝ノ申立ツル長沢久三郎トハ長沢久次郎ノコトニアラスヤ。
答 久次郎ト唱エ候カ知ラサレトモ、自分ハ久三郎ト承居候。

柏木 第六 拇印
右録取ノ条件ヲ読聞カセ、相違ノ有無ヲ問ヒタル処、相違ナキ旨ヲ認ムルニ因リ、署名捺印セシムル者也。

印

秋田輕罪裁判所
判事 芹 沢 政 温 印
書記 川 井 猪 太 郎 印